

第2次 豊明市協働推進計画

2016～2025

平成28年3月
豊明市

第2次豊明市協働推進計画

INDEX

はじめに 1

第①章 計画の基本的な考え方

- ① 計画策定の目的 3
- ② 用語の説明 4
- ③ 計画の位置づけ 5
- ④ 計画の期間 6

第②章 協働の理念

- ① 基本理念 7
- ② 多様な主体の役割 8

第③章 協働のまちづくりの現状と課題

- ① 社会環境と豊明市の現状について 11
- ② 地域活動の現状と課題について 12
 - ① 地域組織（地域NPO）の現状について 12
 - ② 地域活動の課題について 13
- ③ 市民活動の現状と課題について 16
 - ① 市民活動団体（指向別NPO）の現状について 16
 - ② 市民活動の課題について 16
- ④ 協働のまちづくりの今後の方向性
 - ① まちづくりに関する担い手の発掘及び育成 **人材** 20
 - ② まちづくりに関する団体の強化 **組織運営** 20
 - ③ まちづくりに関する情報のマッチング **情報** 21
 - ④ まちづくりに関する活動基盤の整備 **資金** 21
 - ⑤ 中間支援機能の構築 **中間支援機能** 22
 - ⑥ 協働推進体制の強化 **行政** 24

第4章 施策の展開

1 第2次協働推進計画の体系	25
基本施策 1 まちづくりに関する学習支援	27
基本施策 2 まちづくりに関する情報の収集及び提供	30
基本施策 3 まちづくりに関する活動基盤の整備	31
基本施策 4 中間支援機能の構築	32
基本施策 5 協働推進体制の強化	34
2 実効性の確保 ~計画を自分ごとに~	35
① 計画の推進体制	35
② 協働ラベリングによる実行性の確保	35

●●●●● 参考資料 ●●●●●

1 豊明市協働のまちづくりをすすめる地域社会活動推進条例	37
2 豊明市協働推進委員会委員名簿	40
3 計画策定の経緯	41

はじめに

平成 28 年 3 月
豊明市長 小浮 正典



豊明市では、平成 22 年 4 月に「豊明市協働のまちづくりをすすめる地域社会活動推進条例」を施行し、これを基に、市民、地域組織、市民活動団体、事業者、議会、市、市職員がそれぞれの役割を自覚し、特性を活かし役割を果たすことができるよう、地域活動及び市民活動を含む幅広い地域社会活動を応援することにより、地域の力を活かした協働のまちづくりを推進してまいりました。

このたび策定しました「第 2 次豊明市協働推進計画」は、「豊明市協働推進委員会」において平成 25 年 3 月に作成された『豊明市が目指す「地域自治」に関する検討報告書』、平成 26 年 6 月に作成された『豊明市が目指す「市民活動」に関する検討報告書』の 2 つの報告書を基本とし、また市民、地域組織及び市民活動団体を対象として実施したアンケート調査により明らかになった課題やその課題に対する施策の展開について定めた協働のまちづくりを推進する計画となっています。

豊明市における地域活動及び市民活動のさらなる活性化を図り、市民、地域組織、市民活動団体、事業者、議会、市、市職員等の多様な主体がまちづくりに参画することにより、協働のまちづくりが進むよう本計画を着実に推進してまいります。

終わりに、この計画策定にあたり、アンケートやパブリックコメントにより貴重なご意見やご提案をいただいた市民の皆様、熱心にご審議いただきました協働推進委員会の皆様に心より感謝申し上げますとともに、今後も協働のまちづくりの推進に一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

第①章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の目的

豊明市は、平成 20 年 3 月に「すべての市民が共に我が家について考え、共に行動することによって、ふるさと豊明をわたしたちのまちとしてまもり育んでいく」ことを基本理念とし、第 1 次豊明市協働推進計画を策定し、市民と行政との協働のまちづくりを実現できるよう施策を行ってきましたが、その計画期間が平成 27 年度で終了します。

第4次総合計画の基本理念である「協働で創るしあわせ社会」、そして、地域別計画策定など地域への視点を重視した形で策定する第5次総合計画を具現化するためには、市民、区や町内会を中心とした地域 NPO、社会課題を解決するために取り組んでいる指向別 NPO、企業、大学など地域の多様な主体が、公共の領域における役割と責任を担い合いながらさまざまな課題を解決していくための協働が不可欠です。

協働推進条例では、市に協働のまちづくりを推進するための必要な施策を講じることを定めていることから、長期的かつ網羅的な視点を持ちながら限られた資源を有効に活用するため、第2次豊明市協働推進計画（以下、2次計画）を策定します。

2 用語の説明

この計画では、協働推進条例に基づいて、重要な用語の意義を次のとおりとします。

用語	内容
市民	市内に居住し、在勤し、在学し、その他まちづくりに関わる者をいいます。
地域組織 (地域NPO ※1)	区、町内会、自主防災組織、消防団といった住民自治組織及び、その地域の住民で構成される老人会、婦人会、子ども会等の団体をいいます。
市民活動団体 (指向別NPO ※2)	社会や地域のために自主的に活動している各種団体、ボランティア団体、NPO法人等の民間の非営利活動団体のことをいいます。NPO法人(特定非営利活動法人)とは、NPOのうち特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得したものをいいます。
地域社会活動	地域課題を解決することを目的とし、営利を目的としない公益的な活動を行うことをいいます。地域活動と市民活動を組み合わせた豊明市独自の用語です。
協 働	市民、地域組織、市民活動団体、事業者、議会及び市がそれぞれに果たすべき責任と役割を自覚し、相互に補完及び協力をし、共に公共的、公益的活動を行うことをいいます。

※ 1、2) 2次計画では、区や町内会といった地域組織を「地域 NPO」、市民活動団体やボランティア団体を「指向別 NPO」として整理をしています。策定にあたり議論を進める中で、単に「NPO =市民活動団体」ではなく、広義の意味で NPO に地域組織も含め、「地域 NPO」と「指向別 NPO」の双方が両輪となって協働のまちづくりを推進していく必要があり、その点を明示的にするためこのように表現しています。

3 計画の位置づけ

第5次豊明市総合計画では、市民と市職員の声から生まれた合計40の「めざすまちの姿」の実現を目標に掲げ、この目標を達成するために、誰もが自らまちづくりの主体者となる地域経営をめざしていくこととしています。

2次計画は、この第5次豊明市総合計画の「めざすまちの姿」や、各種分野別計画の実現を多様な主体による協働によって実現するためのものです。協働はそれ自体が目的ではなく、地域課題、行政課題を解決する手法です。各主体に対して役割分担の必要性や意識の転換を促すものとなることから、個別事業実施計画とは性格を異にします。

そのため、2次計画の位置づけは、各計画の実現を土台から支える、多様な主体の質的な変化を促すための計画とします。

▼多様な主体者によるめざすまちの姿の実現
第5次豊明市総合計画「めざすまちの姿 実現」
イメージ図を作成



▼各計画の実現を土台から支える計画（イメージ図）

第5次総合計画

防 災

- 消防計画 ○地域防災計画

文化・教育

- 第2次生涯学習アクションプラン ○多文化共生推進計画
- 第3次男女共同参画プラン ○スポーツ推進計画

健康・福祉

- 健康21計画 ○国民健康保険データヘルス計画 ○第二期国民健康保険特定健康診査・特定保健指導実施計画 ○子ども・子育て支援事業計画
- 第6期高齢者福祉計画・介護保険事業計画
- 第4期障害福祉計画 ○第2次障害者福祉計画 ○地域福祉計画

生活・環境

- エコアクションプラン ○新エネルギー推進計画 ○ごみ処理基本計画
- 生活排水対策推進計画 ○環境基本計画

産 業

- 地域公共交通網形成計画 ○人・農地プラン策定事業
- 農業振興地域整備計画 ○まち・ひと・しごと創生総合戦略

都市基盤

- 下水道総合地震対策計画 ○下水管路施設長寿命化計画
- 下水道経営計画 ○全県域汚水適正処理構想に伴う市町村構想
- 第2次耐震改修促進計画 ○第3次都市計画マスターplan
- 橋梁長寿命化修繕計画 ○公共施設長寿命化計画
- 公共施設等総合管理企画

協 動

協 動

協 動

第2次豊明市協働推進計画

豊明市協働のまちづくりをすすめる 地域社会活動推進条例

4 計画の期間

第5次豊明市総合計画と期間を合わせるため、計画期間を平成28年度から平成37年度までの10年間とします。ただし、今後の社会経済情勢の変化や、国、県、市の協働推進に係る進捗状況を踏まえ、協働推進委員会により、隨時実施施策の評価、見直しを行うこととします。

第2章 協働の理念

1 基本理念

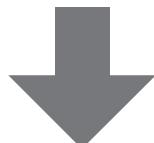
豊明市では、平成22年4月に協働推進条例を施行し、協働のまちづくりの推進に関する基本的事項を定めています。

条例の基本理念

第3条 本市のまちづくりにおいては、身近な地域課題について、市民、地域組織、市民活動団体及び事業者（以下「市民等」という。）が、自ら主体的に取り組むことを自治の基本とし、議会及び市と協働してまちづくりをすすめるとともに、多くの市民等がまちづくりの担い手となることにより地域への愛着を育み、地域の力を活かした市民主体のまちづくりを進めるものとする。

- 2 市民等、議会及び市は、まちづくりにおけるそれぞれの特性と役割を理解し、必要な情報を共有するとともに、対等な立場で互いの自主性及び自立性を尊重し、協力しながら地域社会活動の推進に努めなければならない。
- 3 市民等、議会及び市は、地域社会活動の果たす社会的意義を理解し、その促進のため、それぞれが持つ人材、場所、資材、資金、情報などの提供に努めるものとする。

上記の理念を尊重し、さらなる協働のまちづくりを推進していくため、本計画での基本理念を次のとおりとします。



多様な主体がまちづくりを自分ごととして捉え、それぞれが特性と役割を理解し、対等な立場で協力しあう協働参画社会をめざします。

2 多様な主体の役割

これまでの社会課題の解決方法は、大きく分けると「地域による課題解決」、「行政による課題解決」、「企業による課題解決」の3つに依存してきたと言えます。しかし、課題先進国と言われる日本において、従来型の課題解決システムだけでは解決できない問題が次々に浮上する状況にあります。

このような状況の中、協働のまちづくりを推進するためには、担い手となる市民、地域組織、市民活動団体、事業者、議会、市、市職員等がそれぞれの特性を活かし、連携しながら活動を行っていくことが必要です。そのため、それぞれの役割について次のように協働条例で努力規定を定めています。

市民の役割

第4条 市民は、まちづくりの担い手としての責任を自覚し、地域への関心を高め、自らができるることを考え行動するとともに、地域社会活動に進んで参加するように努めるものとする。

2 市民は、地域のなかで安心して暮らし続けることができるよう、区、町内会等の基礎的な地域組織に積極的に参加し、交流しながら、相互に助け合うとともに、地域課題の解決に向けて協力して行動するものとする。

市民の役割 ポイント

地域社会活動に積極的に参加する

地域組織の役割

第5条 地域組織は、自らの役割及び活動に関し、地域住民の理解を得るように努めるとともに、対象区域の住民の福祉の向上を図るために、住民相互のふれあいを深め、地域課題を住民相互で解決する活動を通じて地域自治意識の高揚に努めるものとする。

2 地域組織は、前項の場合において、他の地域組織、市民活動団体、事業者及び市と協働して地域社会活動の推進に努めるものとする。

地域組織 (地域NPO)の役割 ポイント

地域住民を活動に巻き込み、地域課題を解決する

市民活動団体の役割

第6条 市民活動団体は、活動の社会的意義と責任を自覚し、自らができるることを考え、広く市民に理解される地域社会活動に取り組むよう努めるものとする。

市民活動団体 (指向別NPO)の役割 ポイント

団体の特性を活かし、社会課題を解決する

事業者の役割

第7条 事業者は、地域社会の一員であることを認識し、地域社会活動に関する理解を深めるとともに、必要に応じて、地域組織、市民活動団体及び市と連携して地域社会活動への参加並びに推進に努めるものとする。

事業者の役割 ポイント

地域社会の一員として認識し、一緒に活動する



議会の役割

第8条 議会は市政の審議及び議決機関として、市民の意思を代表し、地域の力が活かされた協働のまちづくりを推進するとともに、議会の活動に関する情報を市民に分かりやすく提供し、開かれた議会運営に努めるものとする。

2 議員は、議会がその権限を適切に行使できるように、地域課題及び市民の意見を把握するとともに、議員活動を通じて地域社会活動の推進に努めるものとする。

議会の役割 ポイント

市民の意思を代表し、地域社会活動を推進する



市の役割

第9条 市は、市民等による地域社会活動の自主性及び自立性を尊重しなければならない。

2 市は、協働のまちづくりを推進するため、地域組織及び市民活動団体の果たす役割を尊重し、その活動を支援するために必要な施策を講じなければならない。

市の役割 ポイント

地域社会活動を推進させるための状況の把握及び支援の充実を図る



市職員の役割

第10条 市職員は、自らも地域の一員であることを自覚し、市民としての責務を果たすとともに、協働のまちづくりを推進するため、市民本位の立場から職務を遂行しなければならない。

2 市職員は、協働のまちづくりを推進するため、必要な知識、技能等の向上に努めなければならない。

市職員の役割 ポイント

事業に協働の手法を取り入れ、協働のまちづくりを推進する



第3章 協働のまちづくりの現状と課題

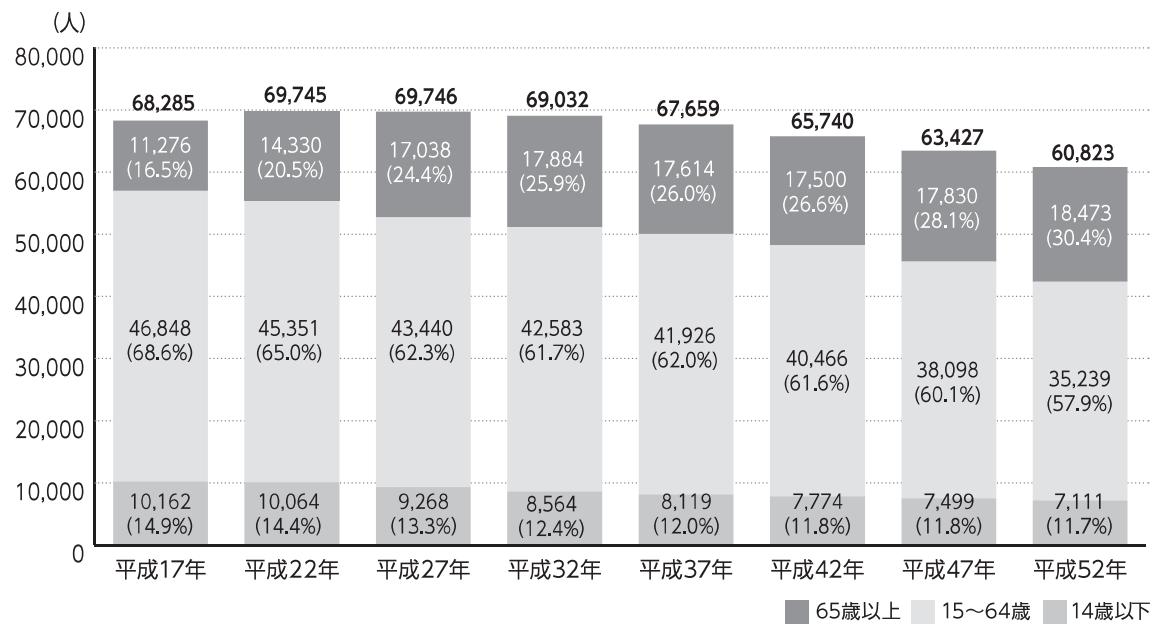
1 社会環境と豊明市の現状について

私たちの地域社会を取り巻く環境は、少子高齢化、高齢者のみの世帯や外国人世帯の増加など大きく変化しています。豊明市においても生産年齢人口（15歳以上65歳未満）の減少等による税収の減収や老人人口（65歳以上）の増加等による社会保障費の増加、これらの歳入と歳出の不釣合いにより、従来の公共サービスの維持がますます難しくなっていきます。また、住民のニーズや地域の課題も多様で複雑なものとなり、地域における課題に対し、行政だけで取り組んでいくことは難しくなっています。また、国においても、「新しい公共」を進めており、多様な主体（個人、地域組織、NPO、企業、大学など）が公共サービスを担っていくことを進めています。

協働推進委員会においては、「新しい公共」の担い手として期待される地域組織（地域NPO）と市民活動団体（指向別NPO）について、『豊明市が目指す「地域自治」に関する検討報告書』、『豊明市が目指す「市民活動」に関する検討報告書』をまとめました。このように、協働のまちづくりについて議論を進める中で、協働のまちづくりの担い手の核となるのは、相互扶助を基本原理とし、課題に対して包括的なアプローチが得意な「地域NPO」と、専門処理を基本原理とし、課題に対して集中的なアプローチが得意な「指向別NPO」の双方と考え、その双方が両輪となって協働のまちづくりを推進していく必要があるとの結論に至りました。

協働のまちづくりの担い手の核となる「地域NPO」及び「指向別NPO」の現状と課題については、次頁以降に記しています。

▼豊明市の将来人口の推移



※平成17年、平成22年は実績値です。

※年齢3区分別の人口のカッコ内は構成比を表しています。四捨五入の関係で100%にならない場合があります。

※この図は、第5次豊明市総合計画より引用しています。

2 地域活動の現状と課題について

① 地域組織（地域 NPO）の現状について

豊明市の地域コミュニティは、27 区の行政区を基本単位とし、その 27 行政区の中に 128 の町内会、さらに約 2000 の班に分かれています。

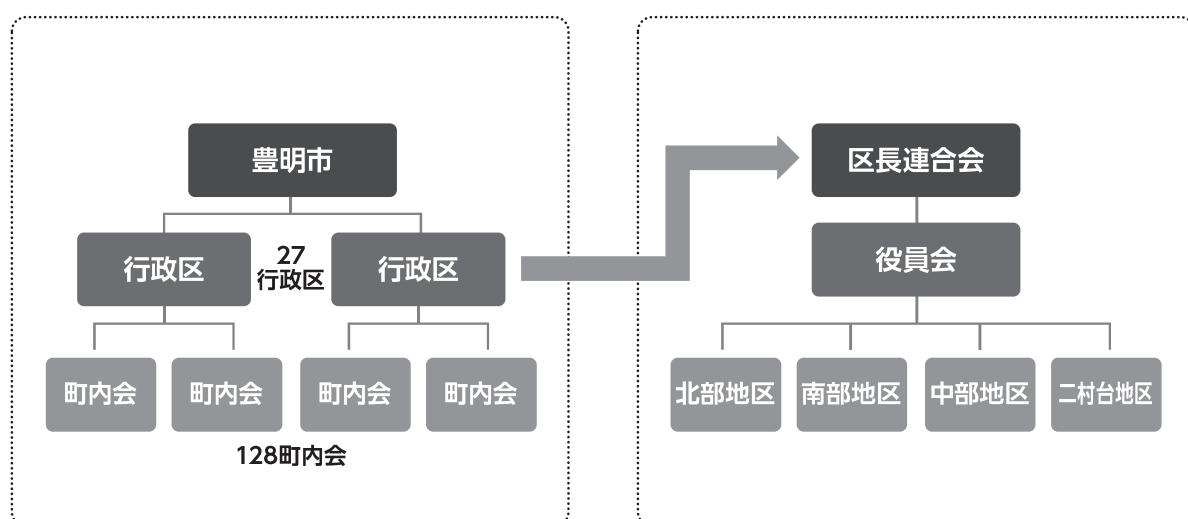
そのほかには複数区の役員から構成される区長連合会¹、老人クラブ、婦人会、子ども会等の団体があり、市内各所で活躍しています。

地域 NPO の核となる区・町内会について、直近 10 年間の加入率ですが、80% 前後（県内平均レベル）を推移しており、ほぼ横ばいの状態が続いています。今後も引き続き加入率 80% を維持することは重要ですが、人口減少社会に突入しているため、さらなる区・町内会への加入を促進する取り組みが必要であると考えます。

▼区加入率の推移



▼行政区・町内会・区長連合会組織図



¹ 区長連合会は、「区及び町内会相互の親睦を図りながら連携を密にし、地域組織の健全な運営と発展を図るとともに、行政との協働と民意の反映を促進し住民の福祉向上を図ること」を目的とし、平成23年8月1日に設立された本市27の行政区の区長・副区長、合計54名からなる組織です。役員会と4つの地区会で構成されています。

▼行政区別人口・世帯数（平成27年4月1日現在）

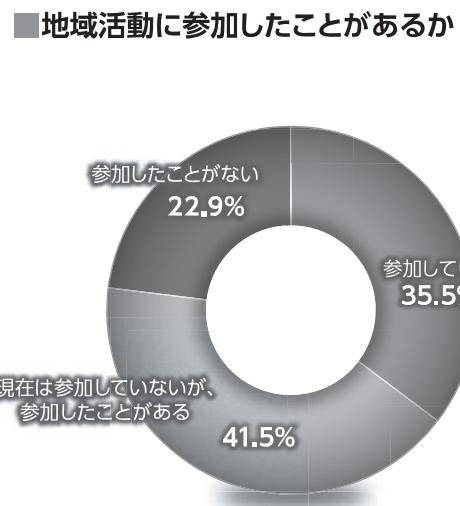
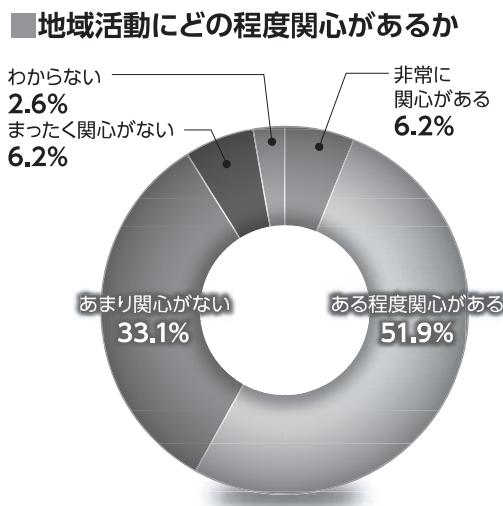
行政区	人口	世帯数	行政区	人口	世帯数	行政区	人口	世帯数
東沓掛	2,543	891	阿野	4,183	1,726	西	2,344	967
西沓掛	3,497	1,411	大脇	2,942	1,111	間米	2,080	828
勅使台	1,879	590	大根	1,848	841	二村台1	987	417
西川	3,079	1,218	桜ヶ丘	3,527	1,503	二村台2	951	400
三崎	3,836	1,662	坂部	2,104	910	二村台3	1,661	816
ゆたか台	1,447	578	前後	3,544	1,571	二村台4	759	332
吉池	4,130	1,634	落合	4,100	1,634	二村台5	1,608	866
大久伝	2,538	1,103	桶狭間	2,303	1,009	二村台6	1,238	648
中島	2,543	978	館	5,273	2,195	二村台7	1,660	733
						合計	68,604	28,572

② 地域活動の課題について

（「区の運営に関する現況調査結果」、「豊明市地域活動および市民活動に関する市民意識調査結果」による）

① 地域活動への参加者が少ない

地域活動への関心度について、「非常に関心がある」、「ある程度関心がある」の合計は58.1%となり、「あまり関心がない」、「まったく関心がない」の39.3%よりも高い結果となり、地域活動への関心が高いことが明らかとなりました。しかし、地域活動への関心は高いものの、地域活動への参加状況は、「参加している」は35.5%となり、「現在は参加していないが、参加したことがある」、「参加したことない」の合計64.4%よりも低い結果となりました。このことは、条件が整えば地域活動への参加者を増やすことができ、さらには区・町内会等の地域NPOへの加入者を増加させることにもつながる考えられます。



②役員の負担が重い、担い手がいない

区3役の毎月の平均業務日数は、区長18日、副区長8日、会計10日となっていることがわかりました。また区政運営における課題について、半数を超える区が「役員の負担の重さ」について指摘しています。さらに、「会員の高齢化」、「役員の高齢化」は、おおよそ半数の区が指摘しています。これらのことが原因となり、最大の課題である「役員のなり手がいない」につながっていることがわかりました。

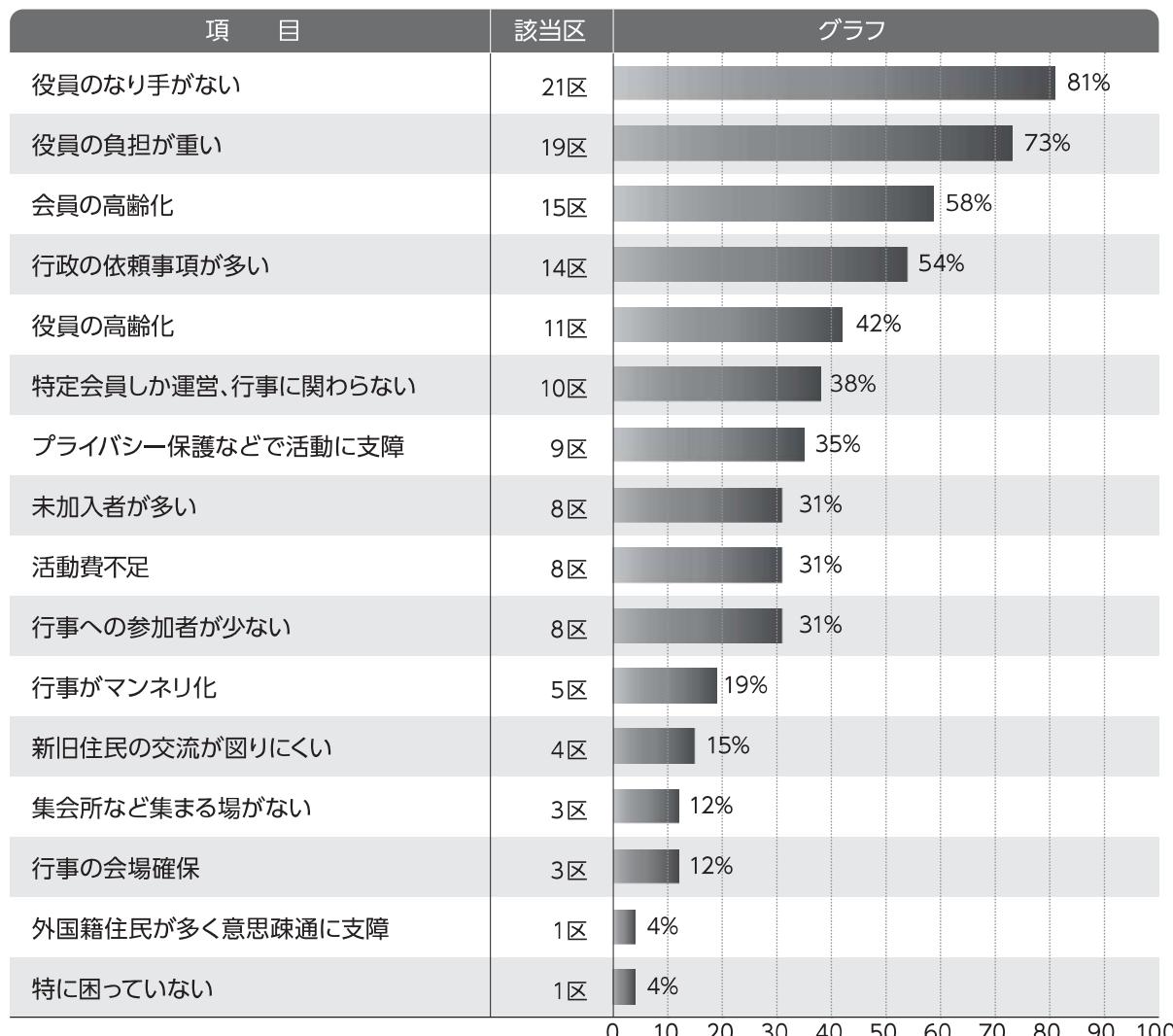
役員に負担が集中しているため、課題の種類によって担い手が分担される仕組みを作ることが求められています。区によっては、役員を複数置いたり、各種委員会を設置したり、地域内の団体と役割を分担して組織力を活かした運営ができます。しかし、区によって規模が違うこともあります。団体の規模、現状にあった組織運営を行っていくことが重要であり、役員の負担を減らすことが担い手の発掘につながると考えます。

▼3役（区長、副区長、会計）の業務量（単位：1カ月あたり業務日数）

	区長	副区長	会計
平均業務日数	18	8	10
最大	30	15	15
最小	2.5	2.5	1.5

(27区のうち会計は15区で設置されています。)

▼区運営に関して困っていること

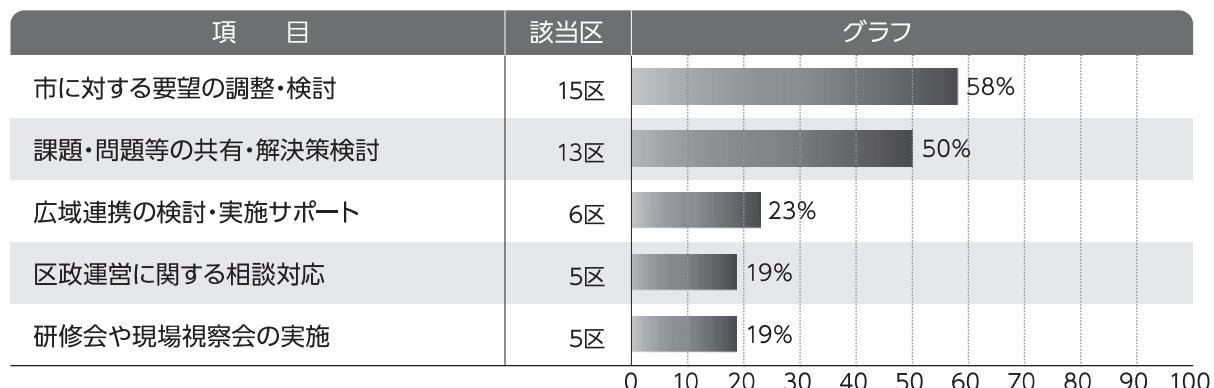


③組織運営に課題～求められる中間支援組織と地区交流拠点～

区間の連携を目的の一つとして結成した区長連合会に対しては、「市に対する要望の調整・検討」及び「課題・問題等の共有・解決策検討」といった役割を求める声が多く出ました。市全体で27区ある内の約20の区の区長及び副区長は1年で交代しており、複数年就任しているのは少数派という状況の中、これらの役割を果たしていくことは各区の役員だけでは難しい状況にあります。これらの役割を果たしていくには、団体（地域NPOや指向別NPO）と団体、団体と行政、団体と企業等の間に立って、そのパイプ役として中立的な立場で、それぞれの活動の支援を行う「中間支援機能」が必要であり、区にとって「中間支援機能」が求められていることが明らかとなりました。

市民が運営する「コミュニティカフェ」（=お茶などを飲め地域のたまり場となる場）のような交流拠点について聞いたところ、回答の約70%が今後地域に増えていくことを期待しています。地域で管理している公共施設（集会所、老人憩いの家等）のほとんどでは、常駐しているスタッフはいないのが現状です。そのため、地域でなにか困りごと等の相談したいことがあるときには、地域の役員に連絡をする、市役所へ相談に行くなど相談に対する窓口は限定的な状況です。市内のあらゆる地区にコミュニティカフェのような市民の交流拠点ができ、その地区交流拠点において、飲食の提供に留まらず、地域の情報発信、相談窓口、各種教室や講座の開催等を実施し、市民と市民、市民と団体、市民と行政等の間に立って、ニーズにあった支援を行う「中間支援機能」が加わることで、地域活動に関心はあるが、参加していない市民の巻き込みや潜在的な社会課題の掘り起こし、各種関係機関との連携による社会課題の解決ができると考えます。

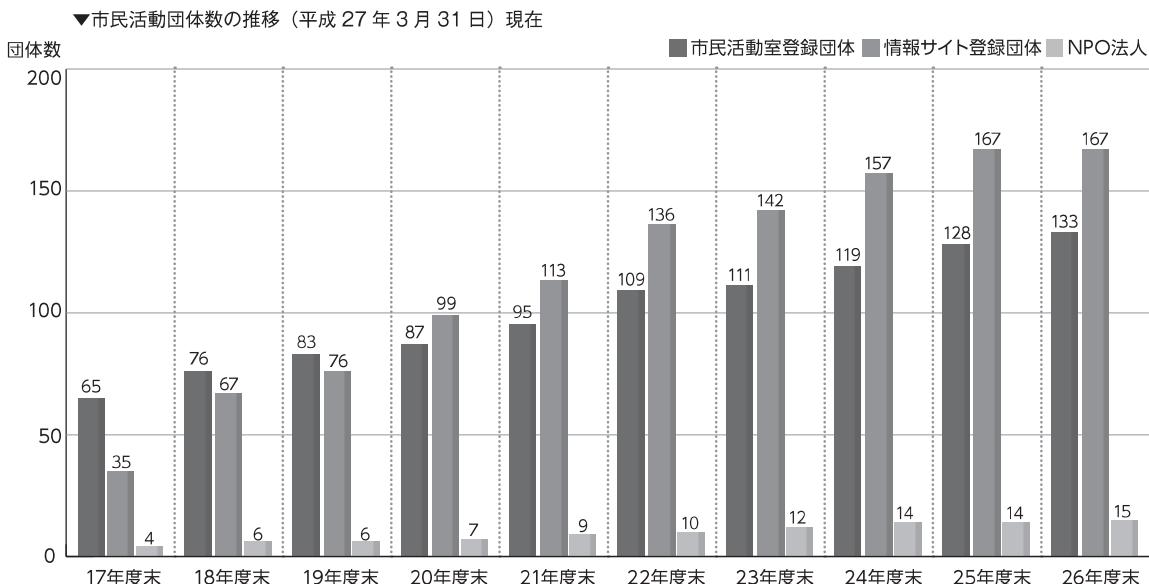
▼区長連合会に期待すること



3 市民活動の現状と課題について

① 市民活動団体（指向別 NPO）の現状について

豊明市の市民活動団体登録制度は、会議室や印刷機を無償で借りられる「市民活動室登録制度」、団体の活動等の市民活動に関する情報をインターネット上で紹介する「とよあけ市民活動情報サイト登録制度」の2種類の登録制度を設けています。市民活動室は133団体、情報サイトは167団体が登録しています。



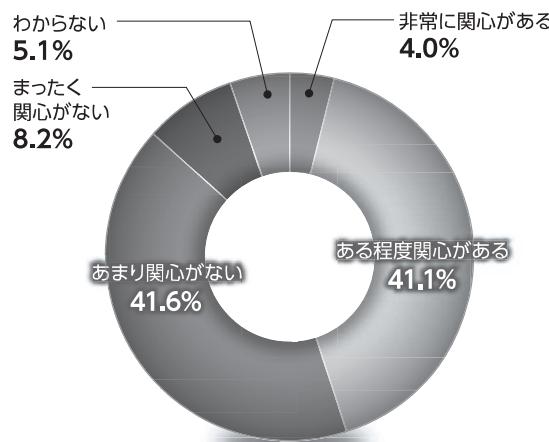
② 市民活動の課題について

（「豊明市市民活動団体アンケート調査結果」、「豊明市地域活動および市民活動に関する市民意識調査結果」による）

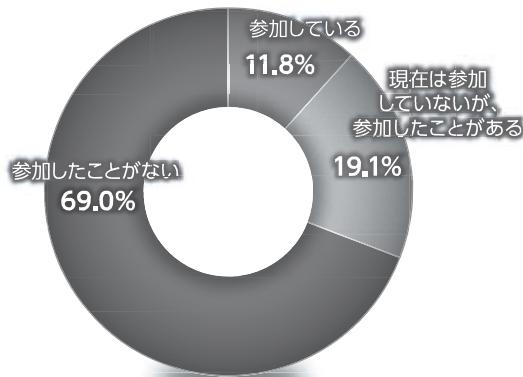
① 市民活動への参加者が少ない

市民活動への関心度について、「非常に関心がある」、「ある程度関心がある」の合計は45.1%となり、おおよそ半数の人が市民活動への関心が高いことが明らかとなりました。しかし、市民活動への関心は高いものの、市民活動への参加状況は、「参加している」は11.8%となり、「現在は参加していないが、参加したことがある」、「参加したことない」の合計88.1%よりも低い結果となりました。このことより、市民活動に関心はあるものの、参加するきっかけがないことが推察されます。また、参加するための条件については、「時間や期間にしばられないこと」、「気軽に参加できる活動があること」の回答が多く、参加者側の都合で気軽に参加できる活動を企画し、情報を確実に届けていくことで参加者を増やすことができ、市民活動の裾野を広げていくことができると考えます。

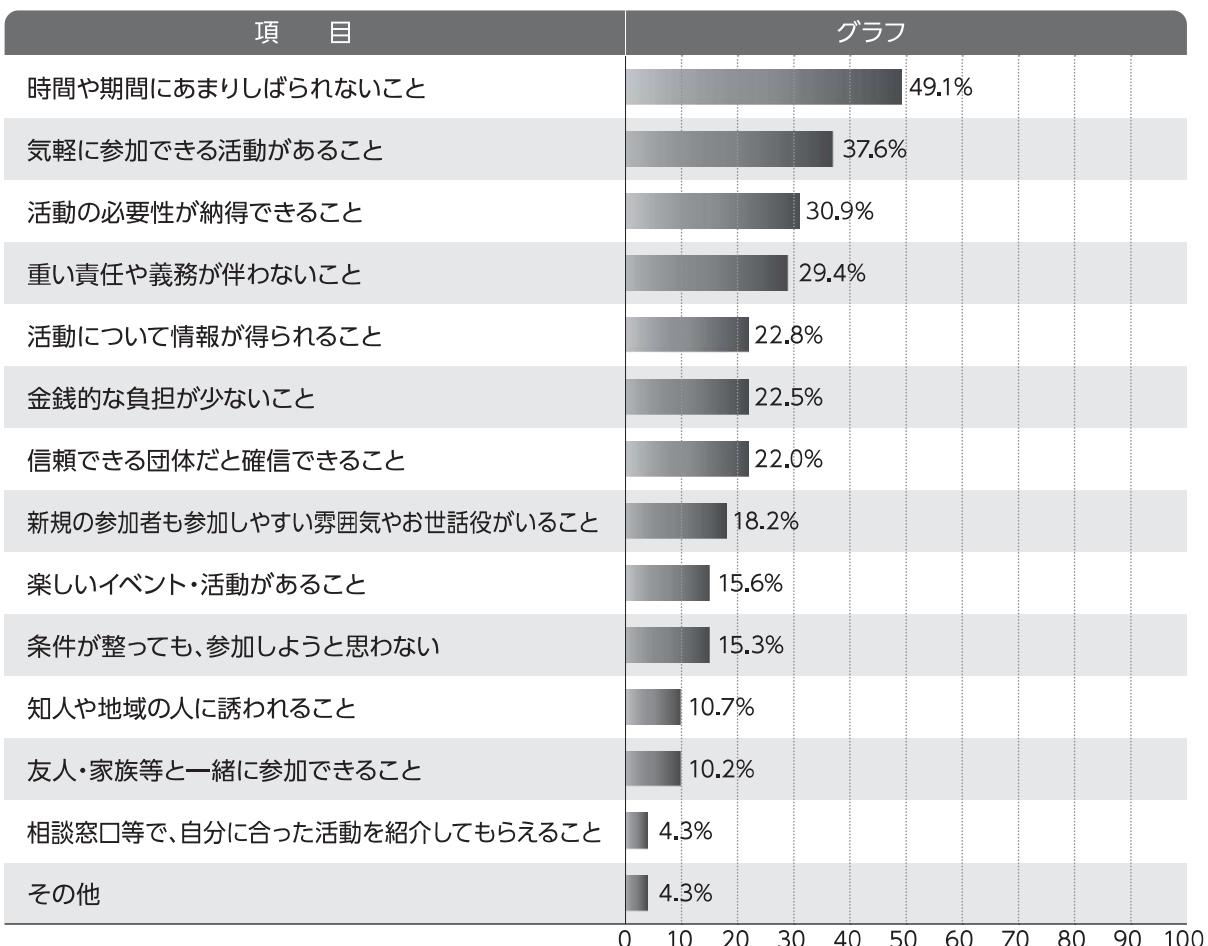
■市民活動にどの程度関心があるか



■市民活動に参加したことがあるか



■どのような条件が整ったら市民活動に参加したいと思うか



② 人材確保・組織運営が最大の課題

市民活動団体の最大の課題は、人材不足に関するものです。この度の調査でも、市民活動団体の半数以上が、人材確保や組織運営に課題があると回答しています。

一方で、市の今後の重点施策に対する要望としては、人材確保の制度についての希望は低い結果となっています。これは、市に問題解決を依頼する必要はないと考えているというより、市への期待感が低いことが推察されます。

市民が積極的に市民活動に取り組むことは、市民活動団体にとって有益なだけに留まりません。多くの団体が公益性のある取り組みを行っているため、市民活動団体の発展は、豊明市の公共性の強化に繋がっていきます。そのため、行政支援の方向性として、人材の発掘は大切です。

③ 情報発信と情報のマッチングに課題

「自分たちの取り組みをどのようにPRするか」、「行政・地域自治組織・地域住民からの理解や協力」について課題を感じているは、今回の調査でどちらも20%を超えており、「人材・組織運営」、「資金面」に次ぐものとなっています。

今後の市に期待する施策としても、「市民活動に関する情報の提供(28%)」、「広報媒体の援助(16%)」、「団体同士の交流の場の提供(13%)」といった「情報・つながり」に関する支援を求める団体が多いことが明らかとなりました。

団体のPRや他団体とのつながりは、継続的な団体運営には必要不可欠な取り組みです。各市民活動団体が情報の発信や入手、協働相手の探索ということができる組織となっていくような熟度を高める支援をすることが必要です。

行政は、まちづくりに関する数多くの情報をもち、様々な方法で提供していますが、市民にとって

必要な情報が的確に伝わっていません。また、市民も独自の情報や知恵を持ちながら、うまく発信できていない状況にあります。市民と行政、市民同士が連携を深めるためには、それぞれの情報を発信し、共有できる仕組みや環境を整備することが必要となっています。また、市民と行政ではそれぞれの果たす役割、特性、立場や行動原理など、様々な違いがあります。協働を進めるためには、それぞれの違いを認識し、相互に理解し合って信頼関係を築くことが求められています。

④ 資金調達に課題

「人材確保・組織運営」に次いで大きな課題となっているのが、「活動資金」に関するものです。37%の団体が活動資金について課題を感じていると回答しています。また、市からの支援としても、「資金面の支援」を求める団体が32%あり、2番目に高い結果となっています。このことから、資金調達は、市民活動団体にとって課題であることが明らかです。

一方で、「助成金情報の提供」や「助成金・活動資金確保のアドバイス」を必要としている団体は、低い結果となっていることから、活動資金について課題と感じている一方で、助成金・活動資金について行政のサポートを求めている団体は限られていることが明らかとなりました。

行政からの資金支援は、支援のある期間は団体の活動は楽になりますが、行政からの資金支援に過度に依存する組織運営は、行政に予算の制約があることを考慮すれば、自立的で継続的かつ発展的なものになることを結果的には阻害することにつながります。

そのため、行政からの資金支援も含めて、この分野で行政が行うべきは、行政の支援を一時的なランフルートとして、団体が次のステップへと移行することや自立につなげるような、活動段階に応じた支援であると考えます。したがって、団体の規模の多様性を考慮し、支援のあり方にも多様性をもたらせることが今後は必要です。

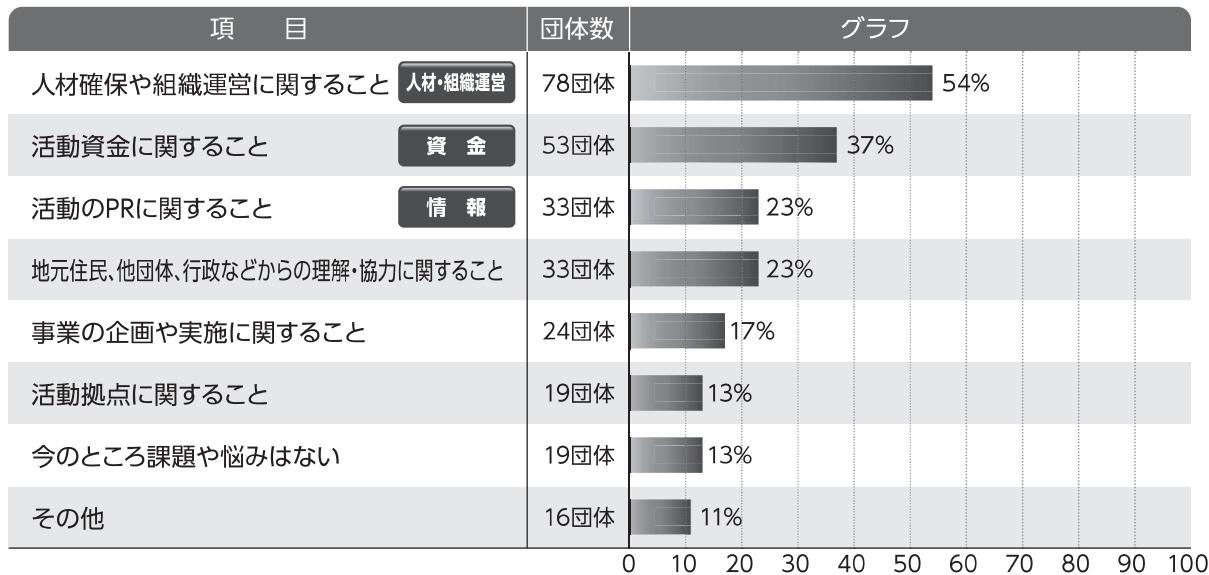
⑤ 求められる中間支援機能とまちづくりの拠点

施設や備品に関する事業は、充実の要望が多いことから、さらなる充実を行うことで、活動を発展・充実させていきたいという意向を感じさせる結果となりました。

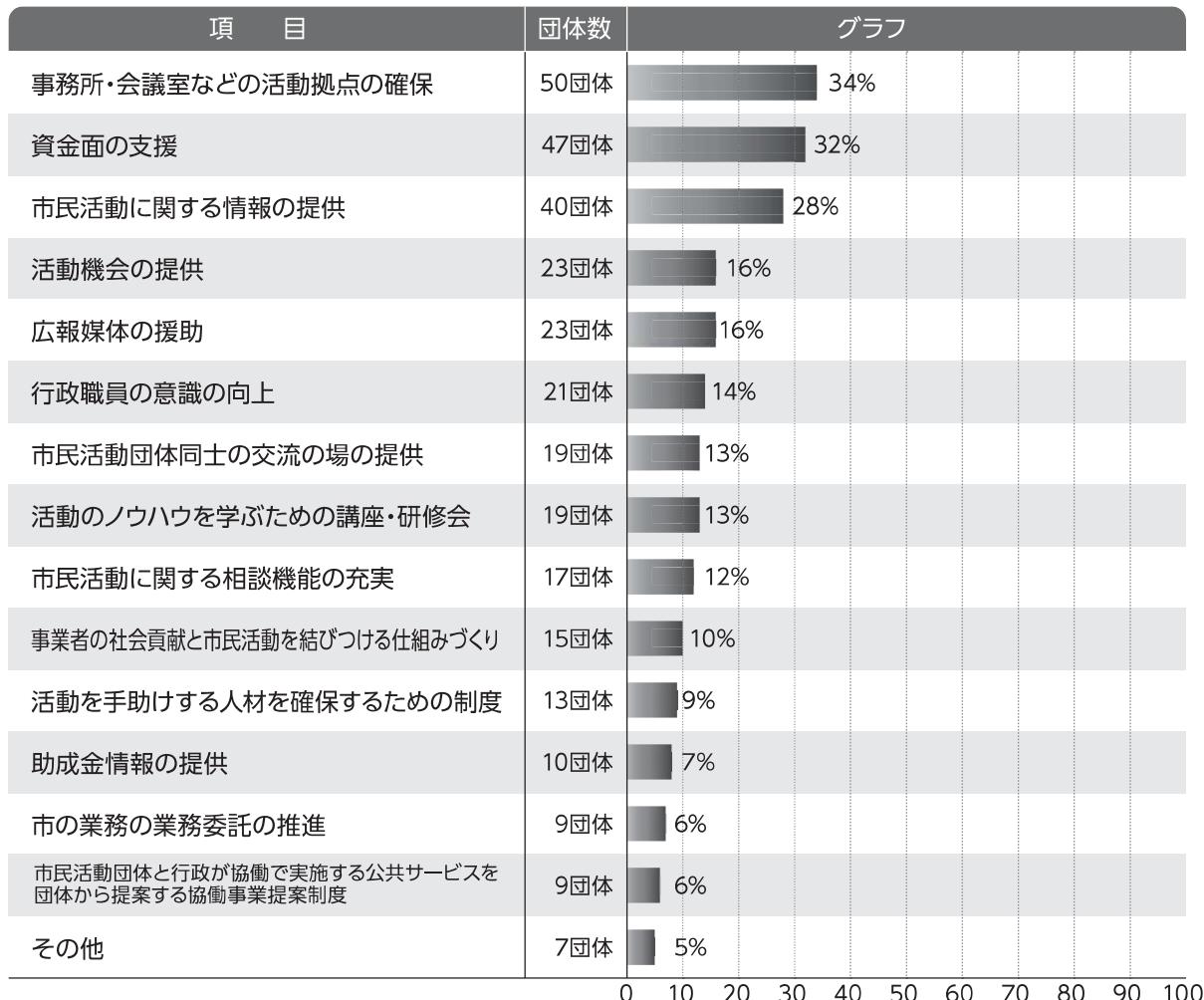
また、活動拠点や資金面といったことが行政支援として求められる背景には、ボランティア紹介、団体の運営に関する相談、ノウハウ提供などの人材や組織に関すること、他団体などの仲介、交流機会、情報発信など、他の自治体の中には中間支援団体が、その機能を担っている事業内容について期待が低い状況にあることを意味していると考えられます。さらに、このような課題を市民活動団体側が行政に伝えていない、伝えづらい、伝える機会がないことも考えられ、市民活動団体と行政が情報交換を行う機会やその仲介を行う機能が必要であると言えます。

このような状況は、現在の活動拠点である市民活動室がまちづくりの拠点として、中間支援組織によって運営され、各団体にとって市民活動を継続・発展させていく場として充実させていくことで、ここで述べたようなことの解決が可能であると考えます。

■活動の問題点や課題



■重点を置くべき活動支援



4 協働のまちづくりの今後の方向性

この章において、「2 地域活動の現状と課題」、「3 市民活動の現状と課題」について書いてきました。ここで浮き彫りとなった課題を踏まえ、「人材」、「組織運営」、「情報」、「資金調達」、「中間支援機能」、「行政」の6つのテーマ別に協働のまちづくりの今後の方向性を示していきます。

① まちづくりに関する担い手の発掘及び育成 人材

地域 NPO も指向別 NPO も共通した課題に、役員のなり手、新規加入者の確保といった人材に関するものがあります。特定の人達が活動を行い、活動の層が広がらない状況では、継続的な団体運営に支障をきたします。そのため、まずは、参加したいけれども、まだ行動にはつながっていない潜在的な担い手を行動につなげる、身近な暮らしの課題については自ら取り組むというまちづくりを自分ごととして捉える市民を増やすことが必要です。

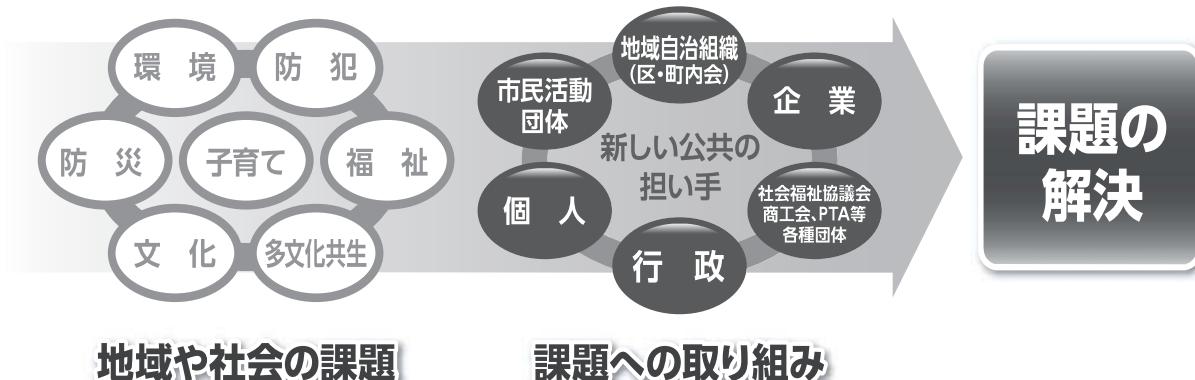
具体的には、市民の自治意識を高めるための学習する機会、豊明市で活動している地域社会活動の実情を知る機会、活動に参加する機会を設けます。このような機会を通じ、「自分でもできる」、「取り組みたい」と感じて行動に移るようなきっかけとしていきます。この流れによって、地域社会活動の担い手を増やしていくことが求められます。地域社会活動の担い手は、まだ行動に移していない市民の中にあり、その力を発揮してもらうことで、これまでできなかった社会課題の解決が可能になります。そのような、期待を持って、新たな担い手を見つけていく。そのような人材発掘が必要です。

② まちづくりに関する団体の強化 組織運営

地域 NPO では、団体の規模、現状にあった組織運営ができていないこと等の理由により、役員に負担が集中しているところも少なくありません。そのような課題を解決するために、新たな人材の獲得、団体の PR 方法、安定した組織運営についてのノウハウを学ぶ必要があります。また、現状の組織運営を見直し、役員の負担を軽減し、持続可能な方法で運営を継続していくことが大切です。そのため、同じ分野で活躍している団体や他分野で活躍している団体等との多様な主体による交流機会を設け、このような機会を通じ、活躍している団体の組織運営について学んでいくことが必要です。

また、指向別 NPO においても、半数以上の団体が組織運営に課題を感じていると回答しています。分野を超えて、多様な主体が交流することにより自団体の組織運営を見直すきっかけにもなり、さらには自団体だけでは解決できなかった社会課題に対して、連携することにより弱点を補完しあい、解決できる可能性を秘めています。これからは、「多様な主体による協働」によって多種多様な社会課題を解決していくことが求められています。

▼「多様な主体による協働」によって社会課題を解決（イメージ図）



③ まちづくりに関する情報のマッチング 情報

協働のまちづくりのように、まちづくりについて行政だけが担うのではなく、市民、地域NPOや指向別NPO等の多様な主体が力を出し合い、担っていくという考えについて、「そう思う」、「どちらかというとそう思う」の合計は75.0%となり、協働のまちづくりをより一層推進していく必要があることが明らかとなりました。しかし、協働のまちづくりは以前と比べて進んでいるか聞いたところ、「わからない」が38.9%となりました。このことは、協働のまちづくりを推進していくことは必要であるが、そもそも協働のまちづくりという言葉の認知度が低いことや協働のまちづくりのレベルがどの段階にあって、どのくらい進んだのかはわからないことを表しており、今後協働のまちづくりに関する事業実績や地域活動や市民活動を含む地域社会活動の情報発信が求められていることが明らかとなりました。

情報発信にあっては、「わかりやすさ」が何より重要です。協働、地域社会活動、市民活動、NPOなどの用語は、この分野にまだ関心のない人にとってはわかりにくい言葉です。また、関心のない人も大勢います。そのため、わかりやすい情報発信が必要です。

また、現代の課題の一つとして、「情報洪水」、「メディアの多様化」があります。行政から提供される情報は、多くの市民が得る情報の内の一一部であり、「情報洪水」、「メディアの多様化」により、相対的に重要度は低くなり、伝わる率は低くなっています。

だからこそ、情報発信については、より重要度が増しているとともに、ある程度、情報発信回数を増やさなければ、必要な相手に情報が届かない状況にあり、地域NPO、指向別NPOが必要な情報を受発信できるような行政支援は、重要度が増しています。

また、事業者、学校をはじめとする様々な団体に、地域社会活動に関する情報を発信することや、それぞれの団体からの情報を収集することで、地域社会活動に関するニーズや多様な主体が有する新しい技術・材料・サービスを把握し、マッチングに活かしていくことが可能となります。

④ まちづくりに関する活動基盤の整備 資金

地域NPO、指向別NPOの団体には、活動立ち上げ期、自立・継続期、展開期といった段階があります。この活動段階に応じた支援を行うためには、立ち上げる団体の数を増やし、次の段階へと移行することを促し、自立・継続という段階に至る団体を増やすことが大切です。行政からの支援に依存しなければ活動を継続できないという状況は、支援とは言えません。また、そのような状態は、特定の団体への過剰な支援とも言えることから、行政が行う支援としては、公平性の観点から考えても、一定程度の期限を設けるなど団体の自立を促し、特定の団体を存続するための支援とならないように注意する必要があります。

地域NPOのように一定の活動を継続してきた団体が、新しい地域課題に取り組む（活動を展開する）ことへの挑戦を応援する、という視点も重要です。

また、資金調達に関する支援というと直接的な支援として助成金などの支援を考えがちですが、むしろ、地域NPOや指向別NPOが資金を含む人や物や情報をマネジメントする能力や、資金を調達する能力を高めるような支援も重要です。

特定の団体、段階への支援や、補助金などの直接的な支援に偏ることなく、行政の運営としても継続性と妥当性を確保しつつ、自立・継続する団体が増えていくよう、資金調達の分野に関する支援については、各段階及び支援方法の直接・間接の多様性を確保していくことが重要であると考えます。

▼団体の成長過程（三つの段階）



⑤ 中間支援機能の構築（中間支援機能）

「人材」、「組織運営」、「情報」、「資金調達」の課題を解決するために、個別の施策の改善や実施に留まらず、協働のまちづくりを進めていくために必要な視点として重要であると考えるのが「拠点に中間支援機能を加える」です。このことを実現していくために、今後新たに取り組むべきと考えるのは、次の三点です。

- ① 多様な主体による協働事業を、具体的に実施していくこと
- ② 協働事業をコーディネートできる市民を育てていくこと
- ③ 事業のコーディネートに留まらず、地域活動、市民活動を始めとしたまちづくりのトータルサポートができる団体を育てて、トータルサポートが行われる活動拠点についてありようを検討し、設置運営を図っていくこと

ここに示したように協働事業をコーディネートできる人材、まちづくりのトータルサポートができる団体や拠点が、協働事業に関する多様な支援を展開する。この機能こそ中間支援機能と呼ばれるものです。豊明市においてもこの中間支援機能を担う団体が、拠点の主となって、各団体のサポートを行っていくことが、今後の望ましい姿であると考えます。

この三つの事業を、段階的かつ関連性を持って実施していくことで、豊明市における中間支援機能が高まり、多様な主体による協働が活発になることを目指します。市民、地域組織、市民活動団体を対象とした調査においても、団体と行政の仲介役を担う団体の必要性が確認される結果となっています。

核となる協働のまちづくりの拠点（以下、地域協働拠点）のあり方としては、市民活動支援単独で行うのではなく、多様な協働を仕掛けるために、何かしら別のセンター機能と同居するなどし、総合的な支援を可能にするものが多いのが近年の傾向です。

そこで、豊明市の地域協働拠点も、地域NPO及び指向別NPOの支援事業をはじめとしたまちづくりを推し進めるようなソフト事業の拠点として充実させていくことが望ましいと考えます。

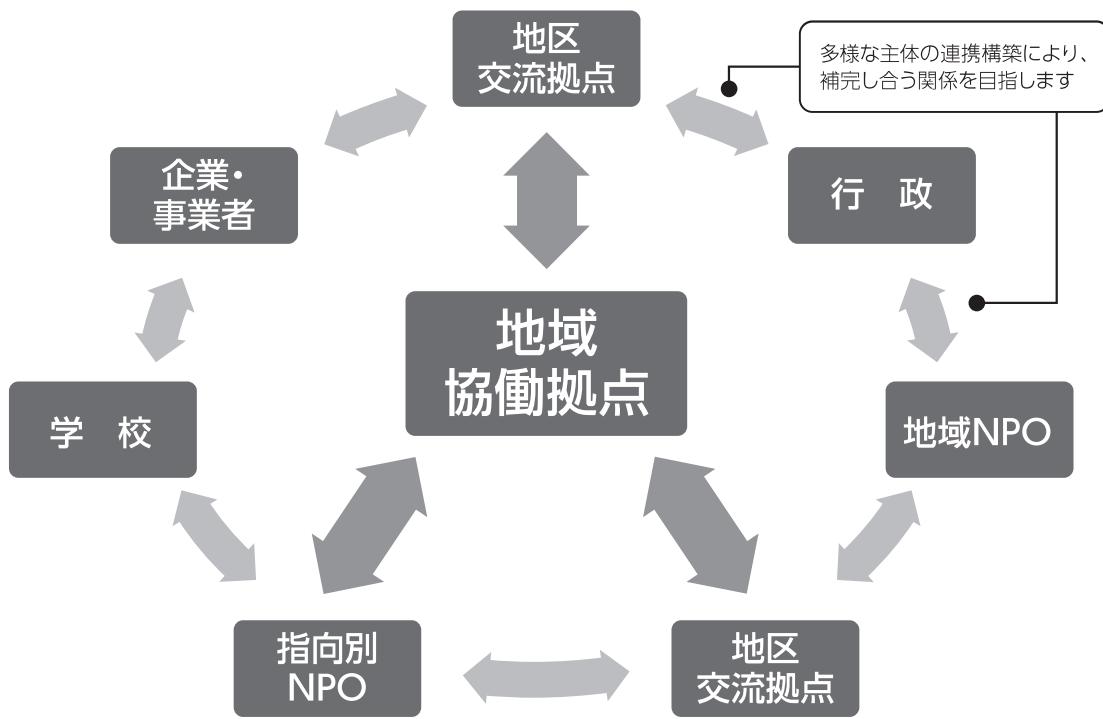
また地域の希薄化が進んでいる現在において、自然発生的な居場所はなくなってきており、新たな居場所が求められています。地域協働拠点の充実も重要であるが、地域に点在するコミュニティカフェのような交流拠点（以下、地区交流拠点）も充実していくことが望ましいと考えます。

まちづくりに関する人々が、気軽に知り合い、親睦を深め、互いの実情を理解するという地域協働のきっかけから、コーディネーターに相談や助言を求めることが日常的にできて、情報提供、各種講座や交流会の開催といったことが行われる拠点が存在する。そして、地域協働拠点と地区交流拠点とがともに多様な主体と連携、協働していく。このような拠点のあり方について、今後、検討し、設置運営に向けて動いていくことが必要です。

▼ 「地域協働拠点」と「地区交流拠点」の求められる拠点のあり方

求められる拠点のあり方	
地域協働拠点	<ul style="list-style-type: none"> ● 市内に1つ ● 誰もが利用することができ、市民と地域NPOや指向別NPO、多様な主体同士の相互理解の促進支援 ● 地域及び多様な主体からの情報の発信 ● 多様な主体とのネットワークの構築、連携促進支援 ● 協働のまちづくりを推し進めるソフト事業の実施 ● 地域NPO、指向別NPOのサポート及び行政との仲介等
地区交流拠点	<ul style="list-style-type: none"> ● 市内に複数 ● 誰もが利用することができ、市民と市民、市民と地域NPO等の相互理解の促進支援 ● 各地域からの情報発信 ● 多様な主体とのネットワークの構築、連携促進支援 ● 協働のまちづくりを推し進めるソフト事業の実施 ● 潜在的な社会課題の掘り起こし、予防等

▼地域協働拠点と地区交流拠点の関係性（イメージ図）



地域協働拠点及び地区交流拠点のあり方を検討する中で、重要な論点の一つとして話し合われたのが、それぞれの拠点の担い手はどうあるべきかについてです。現在の地域協働拠点は、気軽な出会いの場、相談、情報交換といったことが行われる場とはなっていません。代わりに、市役所の窓口がその機能を果たしているかといえば、このように気軽に市民が来て、雑談などを行う場所ではないという状況です。

そのため、現在の形式では、地域協働拠点が情報や出会いの中心となって、新たなつながりや協働のきっかけを作るという中間支援機能が果たせていません。このことを解決するには、中間支援組織がその担い手となり、センターの運営者として市民を出迎える環境が必要であること、そして可能であれば市民を中心として結成された組織であることが望ましいとの結論になりました。

ただし、この中間支援組織を市民によって結成することを目指すにあたって、三つの視点が必要です。



ポイント

1 中間支援組織のポイント ソフト事業を担える体制

一つ目は、ソフト事業を担える体制とすることです。中間支援組織に一番求められるのは、協働に関するソフト事業の質です。ソフト事業が担えるよう、外部の専門家と連携するなど、担い手が市民であることにこだわって本来の目的が達成できないという状況にならないよう、外部との連携も視野に入れ、取り組むことが必要だと考えます。

ポイント

2 中間支援組織のポイント 複眼的視点で育てる

二つ目は、複眼的視点で中間支援機能を豊明市に育てるという視点です。中間支援の担い手は、市民の中に人材がいるのではないか、また、既存団体にも中間支援を将来的に担っていくことが可能な団体があるのではないかなど、多様な眼差しで関係者にアプローチし、担い手を発見していくことを求めます。運営方法に関しても、中間支援組織を結成しセンターを運営するということだけではなく、先に述べたコーディネーターを増やしてセンター運営に関わってもらいながら組織化を目指していくなど、段階的な方法も考えられます。

ポイント

3 中間支援組織のポイント 時間をかけて取り組む

最後に、時間がかかるなどを踏まえて取り組むという視点です。市民を中心として中間支援を行っていく、これを人材発見の段階から始めていけば一定の時間を要するのは、他の地域の事例を見ても明らかです。期間に固執し、無理やり団体を立ち上げさせるといったことは中間支援組織の運営にとって、長期的にはプラスになるとは思えません。時間をかけて、気運を高め、中間支援を行いたいと考える担い手を増やしていくことが必要だと考えます。

⑥ 協働推進体制の強化 行政

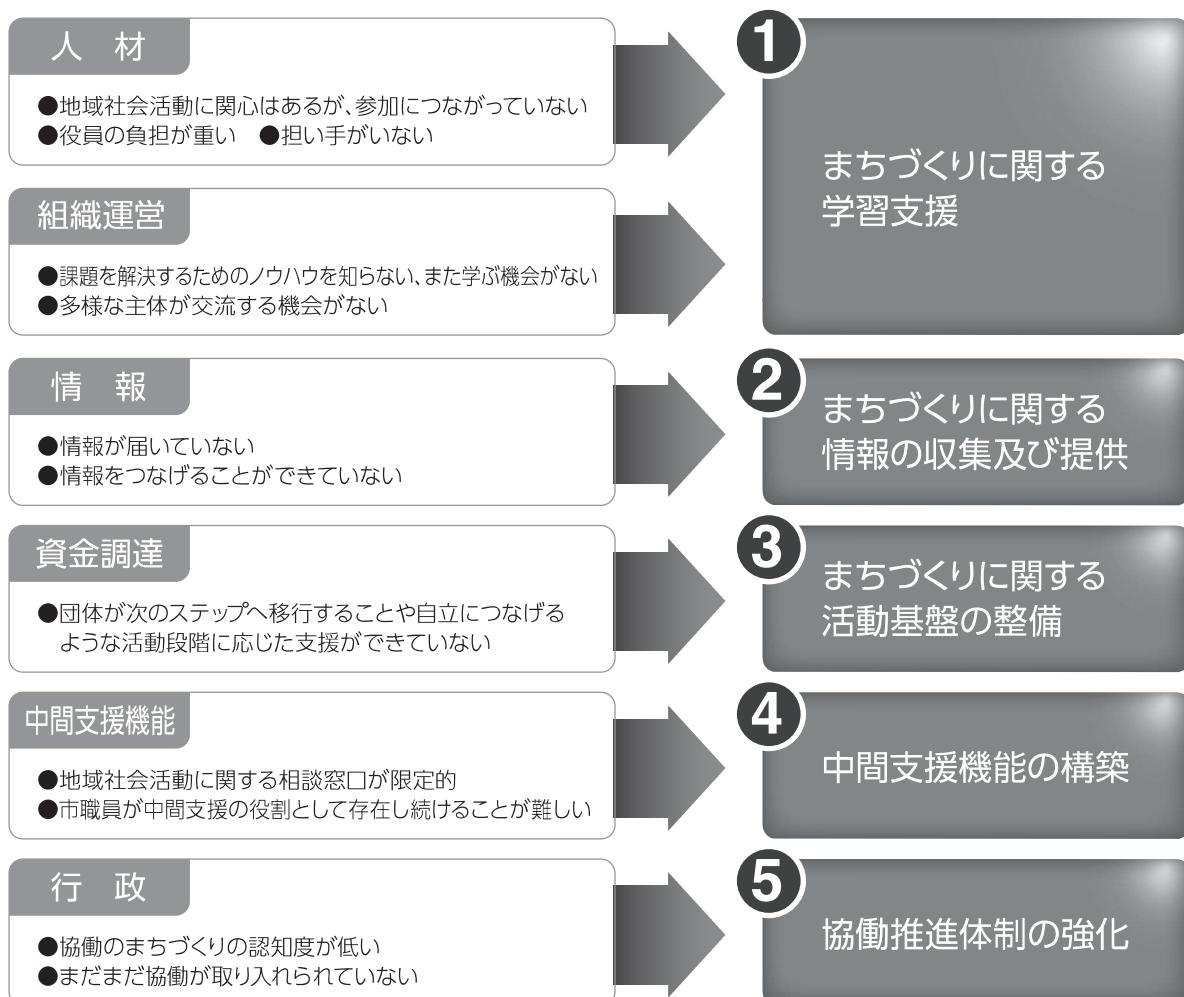
協働のまちづくりについて、以前（3～5年前くらい）と比べて進んだと感じるか聞いたところ「わからない」という回答が約4割となりました。このことより、協働のまちづくりの認知度が低いこと、また協働のまちづくりの段階や状況の変化が見えにくいことが推察されます。これらのことを踏まえ、協働のまちづくりを進めていくためには、市の各部署が協働に対する意識を高め、協働の意義や手法を学ぶと共に、各部署が地域NPOや指向別NPOなどとつながり、事業を実施していくことが必要です。そのため、各部署と市民がともに学び、つながる機会などが必要です。市民協働課が協働推進施策を展開することはもちろんですが、実際に事業を行う各部署が、事業の検討・実施に際し、協働の視点を持って取り組んでいくことが求められています。

第4章 施策の展開

1 第2次協働推進計画の体系

第3章では、「人材」、「組織運営」、「情報」、「資金調達」、「中間支援機能」、「行政」の6つのテーマ別に協働のまちづくりの今後の方向性を示しました。第4章では、今後の方向性を踏まえ、具体的な施策を実施し、協働のまちづくりを推進します。

協働のまちづくりの課題



課題に対する5つの基本施策

施策体系図

①まちづくりに関する学習支援						
施 策	主要事業		対 象	①新規	②拡充	③継続
(1) 先行事例学習	1 地域社会活動入門講座事業	市民・行政		○		
	2 多様な主体による語りの場事業	地・指	○			
	3 多様な主体による語りの場（分野別議論）事業	地・指	○			
	4 NPO フェスタとの連携事業	地・指		○		
(2) まちづくりの進め方、担い手育て	5 住民学び場事業	地	○			
	6 地域人（ちいきひと）養成講座事業	市民	○			
(3) まちづくり団体の強化	7 地域社会活動団体力向上講座事業	地・指		○		
	8 区・町内会への加入促進及び運営体制強化事業	地			○	
	9 区長連合会活性化事業	地		○		
②まちづくりに関する情報の収集及び提供						
施 策	主要事業		対 象	①新規	②拡充	③継続
(1) まちづくりに関する情報の収集及び提供	10 市民活動情報誌発行事業	地・指			○	
	11 市民活動情報サイト活性化事業	指			○	
	12 多様な主体からの情報収集／多様な主体への情報発信事業	地・指	○			
③まちづくりに関する活動基盤の整備						
施 策	主要事業		対 象	①新規	②拡充	③継続
(1) 地域活動への財政的支援	13 地域一括交付金事業	地			○	
	14 コミュニティ提案型まちづくり事業交付金事業	地			○	
	15 区長連合会交付金事業	地			○	
(2) 市民活動への財政的支援	16 市民提案型まちづくり事業交付金事業	指			○	
	17 市民提案型まちづくり事業交付金（ピギナー・ヤングコース）事業	指			○	
④中間支援機能の構築						
施 策	主要事業		対 象	①新規	②拡充	③継続
(1) 中間支援組織の担い手育て	18 地域協働事業	地・指	○			
	19 地域協働事業コーディネーター人材発掘事業	市民	○			
(2) 協働拠点づくり	20 地域協働拠点の検討と設置（拠点検討委員会の立ち上げ）事業	市民	○			
	21 地区交流拠点活性化事業	地	○			
⑤協働推進体制の強化						
施 策	主要事業		対 象	①新規	②拡充	③継続
(1) 職員の協働に関する意識改革と知識・技能の向上	22 協働推進職員設置事業	行政		○		
	23 短期派遣研修事業	行政			○	
	24 各部署での協働推進事業	行政			○	

※「地…地域NPO」、「指…指向別NPO」、「市民…豊明市民」、「行政…豊明市役所」を指します。

基本施策 1 まちづくりに関する学習支援

協働のまちづくりの担い手である地域 NPO、指向別 NPO、学校、企業・事業者、社会福祉協議会、各種団体、行政等がお互いに連携し、協働し、多様な活動を行うことを促進するため、交流機会の創出や多様な主体の連携支援、協働のまちづくりを推進する人材の発掘・育成を行います。

①先行事例学習

市民や地域 NPO、指向別 NPO を対象として、先進的な活動をしている団体を見学する機会や互いの状況や課題等を話し合えるような交流機会を創出していきます。このような機会での交流を発端として、これから活動の参考にしたり、他団体と協働で活動を実施したり、個人や団体の活動の幅を広げ、多様な活動へつながるよう学習機会の提供を実施していきます。

No.	事業名	事業内容	対象	
1	地域社会活動入門 講座事業	<ul style="list-style-type: none"> ●バスツアー形式で NPO 団体を見学。現在は市外の団体への見学が多いが、市内の団体への見学も増やし、参加者が団体とつながるきっかけとすることを検討。 ●区長連合会、市職員の研修も兼ねて行うなどにより、市民活動と地域、行政とのつながりの機会にすることも検討。 ●新規事業が難しい状況においても、多様な主体と連携・協働し、役割分担と見せ方の工夫を行い、各団体が既に行っている事業を連携させることで、事業効果を増すようにしていくことを狙うものである。 	市民 行政	<div style="border: 1px solid #ccc; padding: 2px;">②拡充</div>
2	多様な主体による 語りの場事業	<ul style="list-style-type: none"> ●地域 NPO、指向別 NPO、学校、企業・事業者、社会福祉協議会、各種団体、行政といった多様な主体が、互いの状況や課題などを話し合う機会を設け、相互理解の場とする。 ●NPO フェスタでの実施も検討。 ●新規事業が難しい状況においても、多様な主体と連携・協働し、役割分担と見せ方の工夫を行い、各団体が既に行っている事業を連携させることで、事業効果を増すようにしていくことを狙うものである。 	地域 NPO 指向別 NPO	<div style="border: 1px solid #ccc; padding: 2px;">①新規</div>

No.	事業名	事業内容	対象	①新規 ②拡充 ③継続
3	多様な主体による語りの場（分野別議論）事業	<ul style="list-style-type: none"> ●防災分野などの特定の団体が集まり情報交換を行うことで新たな展開の創出を目指す。 ●NPO フェスタでの実施も検討。 ●一つの団体では新たな事業展開が難しい状況においても、関係団体が協力し、各団体が既に行っている事業を連携させることで、事業効果を増すようにしていくことを狙う。 	地域 NPO 指向別 NPO	①新規
4	NPO フェスタとの連携事業	<ul style="list-style-type: none"> ●交流機会は必要で非常に重要な取り組み。 ●地域 NPO を含む多様な団体のつながりの機会へと発展させていくことが必要。 ●多様な主体による語りの場を設けることや、シンポジウム形式の実施など、交流機会の中心事業として実施。 	地域 NPO 指向別 NPO	②拡充

②まちづくりの進め方、担い手育て

地域社会活動に関心はあるが、まだ活動を始められていない、またもっと地域での活動の幅を広げていきたいと思っている市民が、新たな活動を始められるようまちづくりへの参加のきっかけづくりを行います。

No.	事業名	事業内容	対象	①新規 ②拡充 ③継続
5	住民学び場事業	<ul style="list-style-type: none"> ●住民の地域自治への参加のきっかけづくりを目的とする。また、志の高い市民同士の出会いの場となることを目的とする。 ●定期的に住民参加型講座（地域自治課題と方法の学習）の実施。 	地域 NPO	①新規

No.	事業名	事業内容	対象	①新規 ②拡充 ③継続
6	地域人 (ちいきびと) 養成講座事業	<ul style="list-style-type: none"> ●会社社会から地域社会に戻ってきた団塊世代の人や、地域に詳しい主婦など、地域デビューしたいがなかなかきっかけがない人の「はじめの一歩」となることを目的とする。また、地域リーダーを発掘することも目的とする。 ●地域協働コーディネーターにつながる重要な取り組み。 ●まちづくりに関する連続講座を実施。最終的には、講座修了者を地域 NPO や指向別 NPO とマッチングさせたり、この講座から発生したグループが地域に根付いた団体として活動してくれることを望む。 	市民	①新規

③まちづくり団体の強化

地域社会活動を活性化させるため、財務、資金調達、情報発信方法等の専門的な組織運営を学ぶ機会を提供していきます。また、市内各団体の状況・段階を把握し、段階に応じた学習機会の提供をしていきます。

No.	事業名	事業内容	対象	①新規 ②拡充 ③継続
7	地域社会活動団体力向上講座事業	<ul style="list-style-type: none"> ●財務処理など団体のマネジメント能力の向上や各種助成金獲得に関する講座、広報力の向上など、団体の実情に即した講座の実施。 	地域NPO 指向別NPO	②拡充
8	区・町内会への加入促進及び運営体制強化事業	<ul style="list-style-type: none"> ●転入者に対し、区・町内会へ加入してもらうため、区・町内会の役割や加入の利点について、具体的に説明したチラシを配布。 ●No.7 「地域社会活動団体力向上講座」と連携し、地域 NPO に対し、加入者促進チラシ作成に伴う広報力向上を目指す。 ●区・町内会の運営体制について調査を行い、持続可能な運営体制について地域と連携し、運営体制の強化を図る。 	地域NPO	③継続
9	区長連合会活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> ●平成 23 年度に設立された「区長連合会」を、豊明市における地域組織の核として位置づけ、市域全体で地域課題を解決する組織となるよう支援。 ●行政と区長連合会との関わりを明確化し、自ら地域課題を抽出し、解決策について協議できるよう場づくりを行う。 	地域 NPO (区長連合会)	②拡充

基本施策 2 まちづくりに関する情報の収集及び提供

協働のまちづくりの推進には、地域社会活動の促進が必要不可欠であるため、地域社会活動への共感、応援、参加を促し、地域NPOや指向別NPOが活動しやすくなるよう情報の収集及び提供を行います。

①まちづくりに関する情報の収集及び提供

情報化社会の進展によって、情報発信方法も受信方法も多種多様な状況です。そのため、「市民活動情報誌」、「広報誌」等の紙媒体と「市民活動情報サイト」等の電子媒体の双方を活用していきます。また、情報を届ける対象に応じて、情報発信方法や情報量、内容を調整し、ニーズに応じた情報を発信していきます。

No.	事業名	事業内容	対象	
10	市民活動情報誌発行事業	<ul style="list-style-type: none"> ●すでに登録されている市民活動団体の活動内容を紹介している情報誌を、現在は年一回発行。 ●今後は速報性の高い内容で年数回発行することを検討。 ●市民活動情報サイトとの連動等による効果的な事業実施も検討。 ●文字量、カラー印刷、マンガの挿入等、受け手に情報が届くよう表現方法を工夫する。 	地域 NPO 指向別 NPO	①新規 ②拡充 ③継続 ③継続
11	市民活動情報サイト活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> ●HPにおいて市民活動団体等の情報を発信。 ●今後もさらなる情報発信が必要で、更新頻度の向上などが必要。 ●市民活動情報誌との連動などによる効果的な事業実施を検討。 	指向別 NPO	③継続
12	多様な主体からの情報収集 / 多様な主体への情報発信事業	<ul style="list-style-type: none"> ●企業・事業者、学校をはじめとする様々な団体に、地域社会活動に関する情報を発信することや、それぞれの団体からの情報を収集することで地域社会活動に関するニーズや多様な主体が有する新しい技術・材料・サービスを把握し、マッチングに活かしていく。 	地域 NPO 指向別 NPO	①新規

基本施策 3 まちづくりに関する活動基盤の整備

地域NPOや指向別NPOの各成長段階について、必要な支援が継続的に行われなければ、地域社会活動の発展が分野や期間限定的で、多様な主体による協働につながらない恐れがあります。そうしないために、小さく始めて大きく育てていくという、ある程度の時間軸を考慮に入れて活動の段階に応じた支援をしていきます。

①地域活動への財政的支援

地域NPOが主体的に取り組む地域活動の自立的な発展と活性化を図るため、財政的支援を行います。

No.	事業名	事業内容	対象	①新規 ②拡充 ③継続
13	地域一括交付金事業	●地域NPOが各々の創意と工夫、責任と判断によって、組織の健全な運営及び地域の特性に応じた魅力あるまちづくりを行っていくために必要な経費を予算の範囲内において交付。	地域NPO(行政区)	③継続
14	コミュニティ提案型まちづくり事業交付金事業	●地域組織が提案する公共性及び公益性の高い新たなまちづくり活動に要する経費を予算の範囲内において交付。	地域NPO	③継続
15	区長連合会交付金事業	●区長及び副区長を対象に結成した区長連合会が、市内の地域組織の健全な運営及び発展を図るために行う事業の推進に関し、交付金を交付。	地域NPO(区長連合会)	③継続

②市民活動への財政的支援

指向別NPOが主体的に取り組む市民活動の自立的な発展と活性化を図るため、財政的支援を行います。

No.	事業名	事業内容	対象	①新規 ②拡充 ③継続
16	市民提案型まちづくり事業交付金事業	●指向別NPOが提案する公共性及び公益性の高い新たなまちづくり活動に要する経費を予算の範囲内において交付。 ●平成25年度から事業規模を拡大。 ●特定の団体の利用が増えていることから、情報発信方法や制度の見直しが必要。	指向別NPO	③継続
17	市民提案型まちづくり事業交付金(ビギナーコース・ヤングコース)事業	●市民提案型まちづくり事業交付金の内容に加えて、以前実施していた「はじめの一歩補助金」のような初期活動支援向けの枠(ビギナーコース)の設置。 ●また地域社会活動の重要なパートナーとなりうる若者を巻き込む仕掛けとして、若者団体の活動支援向けの枠(ヤングコース)を設置。 ●平成27年度より開始。事業の様子、実績を見ながら隨時見直し。	指向別NPO	③継続

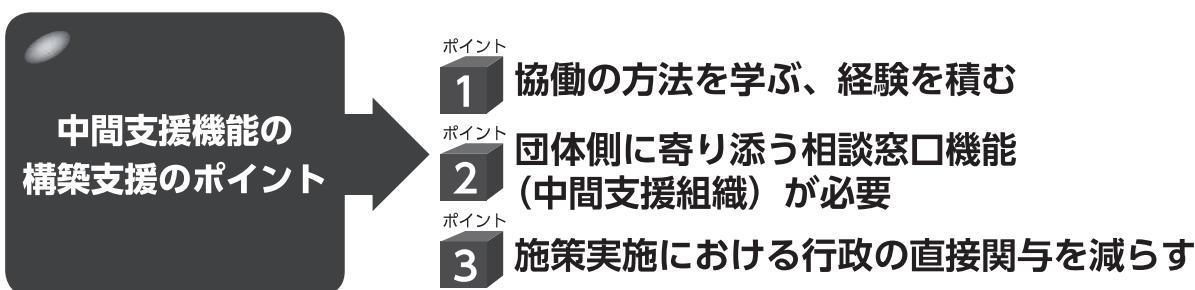
基本施策 4 中間支援機能の構築

現在、市民活動の拠点である「市民活動室」は、情報や出会いの中心となって、新たなつながりや協働のきっかけを作るという中間支援機能が果たせていません。このことを解決するには、中間支援組織がその担い手となり、センターの運営者として市民を出迎える環境が必要であること、そして可能であれば市民を中心として結成された組織であることが望ましいため、地域活動も含めた地域社会活動の拠点や事業、中間支援組織の立ち上げを検討し、中間支援機能の構築を図ります。また、あわせて地域に点在するコミュニティカフェのような交流拠点（地区交流拠点）も充実させていくことが望ましいため、こちらの担い手育て、中間支援機能の充実も図ります。

「ソフト事業の実施」、「複眼的視点で担い手を探す」、「時間をかける」というこのような三つのポイントを考慮しながら、「地域協働事業の実施」、「コーディネーター人材の発掘」、「拠点の検討と設置」を実施していくことは、豊明市の中間支援機能の構築にとって必要不可欠な要素です。これらの事業を行いながら、中間支援機能を、地域の人達とともに高めていくプロセスが、豊明市にとってこれから必要な取り組みであると考えます。また、この事業の実施は、行政の実行可能性と、市民側の担い手のボリュームにも影響することから、それ単独で実施を検討するのではなく、段階的に行うことや相互に関連させて行うなど、相乗効果を發揮でき、かつ地域協働の担い手の育ちに合わせた、実施可能な方法を考える必要があります。

そして、既に述べた「地域協働事業の実施」、「コーディネーター人材の発掘」、「拠点の検討と設置」の取り組みについても、中間支援団体が担っていくことが目指す姿です。

▼事業の検討や実施の際に重要視する視点



ポイント

1 協働の方法を学ぶ、経験を積む

中間支援機能を増やすということは、協働を理解する人を増やすということです。そのために必要なのは、協働で事業を行うという直接的な経験値を増やしていくことももちろん重要です。しかし、方法もわからず、やみくもに行うだけでは、事業疲れにつながることも考えられます。そこで、協働することの意味や意義を理解、実感できるような、協働の方法を学ぶ機会を設けることも必要です。

協働による事業の実施は、誰でも簡単にできるものではなく、多様な主体がそれぞれの事情を抱えて行うということを理解しつつ、けれども協働する意味と効果も理解して成果を紡いでいくことは必要です。このような状態につなげていくために必要なのは、方法論の習得と実践の機会です。

ポイント

2 団体側に寄り添う相談窓口機能（中間支援組織）が必要

協働のまちづくりを進める施策の実施にあっては、団体の課題やニーズにあったものを行うことが求められます。団体と行政の接点を質・量ともに充実させることが、課題やニーズを把握することにつながります。しかし、この度の調査で明らかとなったのは、行政に個々の団体が直接、課題などを伝えることは、難しいということです。そのため、必要なのは団体側が相談しやすい窓口機能である中間支援組織です。彼らが団体の実情を把握し、行政に伝えることで、団体・行政両者にとってWin-Winの状態になります。

ポイント

3 施策実施における行政の直接関与を減らす

この中間支援機能については、市民や市内の各種団体が中心となって組織していくことを考えていますが、この中間支援組織が、各種事業や、現在、行政が実施している協働施策を実施していくことで、よりニーズにあったものとなっていくと考えています。多くの自治体で中間支援組織が活躍しています。豊明市においても、これから協働のまちづくりに求められるのは、中間支援組織と行政の協働であると考えます。

①中間支援組織の担い手育て

No.	事業名	事業内容	対象	①新規 ②拡充 ③継続
18	地域協働事業	<ul style="list-style-type: none"> ●行政、地域NPO、指向別NPOなどが、企画検討から実施まで、一緒に考え、取り組む事業。 ●事業実施を通じて、協働で行う意義や効果を実感するとともに、関係者間のネットワーク作りを行い、今後の連携のきっかけとする。 ●本事業のコーディネートは、当初は行政が行うが、ゆくゆくは市民による地域協働コーディネーターが担うものとする。 	地域NPO 指向別NPO	①新規
19	地域協働コーディネーター人材発掘事業	<ul style="list-style-type: none"> ●今後の協働のコーディネーターとなる人材発掘・育成を行う。 ●コーディネーターは、市民活動に興味はあるが今は何も活動していない人から、既に何らかの活動を行っている人や、地域協働事業に関わった人など、多様な市民の中から発掘する。 ●知識とスキルを学び、仲間づくりができるような、講座や講習を行う。 	市民	①新規

②協働拠点づくり

No.	事業名	事業内容	対象	①新規 ②拡充 ③継続
20	地域協働拠点の検討と設置(拠点検討委員会の立ち上げ)事業	<ul style="list-style-type: none"> ●市民活動室が、多様な主体が連携し協働が進む仕掛けの中心拠点となるための検討を行う。 ●拠点検討委員会を設置する。 ●相談、講座実施、情報発信、コーディネートなどのソフト事業から、ハードの面のあり方についても検討する。この検討は、地域協働コーディネーターなどを行い、拠点のハード面の検討に留まらず、中間支援組織による業務委託などの運営形態も検討対象とする。 ●中間支援団体への事業委託を計画的に進めるなどの財政的な支援についても検討する。 	市民	①新規
21	地区交流拠点活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> ●地域住民が運営する、地域住民が気軽に利用できる交流拠点の設置の支援を検討する。 ●将来的には、地域の情報拠点、各種講座の実施を目指す。 	地域NPO	①新規

基本施策 5 協働推進体制の強化

協働推進条例に市の役割として、「協働のまちづくりを推進するため、地域組織及び市民活動団体の果たす役割を尊重し、その活動を支援するために必要な施策を講じなければならない。」と記されています。そして、市職員は「協働のまちづくりを推進するため、必要な知識、技能等の向上に努めなければならない。」と記されています。市職員の協働に対する理解の促進、協働のまちづくりを効果的に推進できる体制を整えます。

①職員の協働に関する意識改革と知識・技能の向上

協働のまちづくりを計画的に推進するため、各部署で実際に実施している事業について、協働の視点を持って取り組んでいくことが求められています。職員に協働に関する意識改革と知識・技能の向上機会を提供し、豊明市役所全体で協働のまちづくりを推進していきます。

No.	事業名	事業内容	対象	
22	協働推進職員設置事業	<ul style="list-style-type: none"> ●協働モデル事業懇談会という年に一回の研修だけを行うのではなく、普段の業務から協働の意識を持つて各部署が業務を行うような働きかけへと改める。 ●各部署に協働推進職員を配置し、市内の現場見学研修を行うなど、協働の理解を深める。 	行政	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">②拡充</div>
23	短期派遣研修事業	<ul style="list-style-type: none"> ●現在は、市外の団体を中心だが、対象を市内の団体とするなどを検討。 ●派遣実績や効果の検証、参加職員へのフォローアップ、計画的な派遣といった点の改善を検討。 	行政	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">③継続</div>
24	各部署での協働推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ●地域協働事業、市民提案型まちづくり事業、協働推進職員制度といった制度を通じて、各部署が協働により事業を推進するように改める。 ●地域 NPO、指向別 NPO など多様な主体との協働を実施。 ●また、団体の事業受託につながるようなマッチングの機会や、その前段となるような出会いの場を設けることも検討。 ●新規採用職員向け研修の開催も検討。 	行政	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">③継続</div>

2 実効性の確保 ~計画を自分ごとに~

① 計画の推進体制

① 豊明市協働推進委員会の設置

この2次計画の施策を計画的に推進するため、学識経験者、NPO 又は地域社会活動に関する専門的な知識を有する者、地域組織の代表者、市民活動団体の代表者、事業者の代表者、公募者で構成する協働推進委員会に意見を求めます。協働推進委員会では、協働のまちづくりの実現について進捗状況を把握し、施策の評価を行い、また協働のまちづくりの実現に向けた制度及び施策のあり方を調査し、検討し、本計画を着実に実行していきます。

② 協働ラベリングによる実行性の確保

① 進行管理

2次計画に掲げる施策・事業を計画的に実効性のあるものとして推進していくためには、各部署の職員が各事業実施にあたり、「協働」という手法を取り入れることを自分ごととして捉え、多様な主体を巻き込み、連携し、まちづくりを行っていかなければなりません。

1次計画では、協働モデル事業35及びまちづくり支援計画37事業の実績報告により進行管理を行っていました。モデル事業の進行管理により協働を浸透させること、市民や市民活動団体等と協働により事業を実施すること等一定程度の役割を果たすことができました。しかし、モデル事業以外の事業の協働の段階や状況が把握できていない等の課題が見えてきました。これからはモデル事業のみではなく、各部署全体の事務事業の協働の段階や状況を把握することで、協働の段階を上げられる事業を模索し、改善をしていかなければなりません。

そのため、2次計画では、各部署の事務事業が「豊明市民参加のはしご（協働レベル）」の5段階のどの段階にあるか集計し、協働の状況及び段階の全体像を把握する方法である「協働ラベリング」により進行管理を行っていきます。

「豊明市民参加のはしご」では協働レベルを5段階に分類



② 進行管理のイメージ

(a) 事務事業一覧表

右の表は環境部局の協働ラベリング結果のイメージです。

事務事業名		協働レベル
1	ごみ減量化推進に関する事務	2
2	ごみ処理計画に関する事務	1
3	ボランティア活動の推進に関する事務	1
⋮	⋮	⋮
⋮	⋮	⋮
19	資源ごみ回収に関する事務	3

(b) 集計表

右の表は協働レベルごとの集計表です。このままでは、特徴がわかりにくいです。

環境部局	平成 28 年度
5 市民主導	1
4 市民協働	1
3 市民参画	1
2 市民参加	3
1 形式参加	10

(c) 集計表のグラフ化

右の表は、集計表をグラフ化することにより、全体的な特徴がわかりやすくなります。

環境部局	平成 28 年度
5 市民主導	
4 市民協働	
3 市民参画	
2 市民参加	
1 形式参加	

(d) 結果の経年データ化

経年データ化することにより、各部署の協働の進捗状況を可視化します。協働が進んでいるか進んでいないかの評価がわかりやすくなり、更なる推進や課題解決に向けた取り組みにつなげます。

環境部局	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
5 市民主導					
4 市民協働					
3 市民参画					
2 市民参加					
1 形式参加					

協働レベルの経年変化を可視化



③ メリット

(a) 評価がしやすい

協働推進計画の進行管理、及び、市の事務事業全体、どちらで行う場合であっても、これまで各計画で行ってきた評価シートの作成に比して、大幅に事務作業が簡素化されます。

(b) わかりやすい

簡単に数値化することができることに加えて、それをグラフ化することで状況の可視化をさらにしやすくすることができ、その結果、全体的な傾向の把握、経年変化の把握、各部署の把握といった比較が可能となります。

(c) 次の改善点につなげやすい

把握と比較を容易にすることにより、今後、どの部署のどの事業の協働を進めれば良いか検討がしやすくなります。

④ 今後の展開

協働ラベリングにより各部署全体の事務事業の協働の段階や状況を把握することで、協働の段階を上げられる事業を模索し (Plan)、協働を取り入れ (Do)、協働ラベリングにより評価 (Check) し、改善 (Action) することで豊明市全体の協働レベルの向上を図っていきます。

参考資料

1 豊明市協働のまちづくりをすすめる地域社会活動推進条例

平成 22 年 3 月 25 日 条例第 1 号

わたしたちの住む豊明市は、大脇の梯子獅子や上高根の棒の手などをはじめとする伝統芸能や、国指定史跡桶狭間古戦場伝説地など多くの歴史と文化に恵まれたまちです。さらには、農耕社会で築かれてきた地域のあたたかい絆や、隣保班や町内会として受け継がれてきた組織的な助け合いの精神など、先代から大切に守り育まれてきた温もりと人情があふれるまちです。このような風土が、町内会加入率の高さとなってあらわれ、区や町内会などの地域組織が、豊明のまちづくりを支えてきました。さらに近年、こうした伝統的な地域活動に加えて、行政主体から市民がつくるまつりとして再出発した豊明まつりをはじめとし、防犯、福祉、環境など、さまざまな分野において、自分たちの住むまちを自分たちの手で魅力あふれるまちにしていこうという、こころざしを持った市民の取り組みが、いつそう活発になってきました。このような地域の力を活かしながら、市民が誇りの持てる活力に満ちたまちを創造し、市民一人ひとりが日常にしあわせを感じながら暮らしていくことは、わたしたちの願いです。

桶狭間の合戦から 450 年の節目の年に、市民一人ひとりが主人公になってまちをつくる地域社会活動を推進し、その活動を通じて蓄積される地域の力を存分に活かした協働のまちづくりを、より一層すすめていくことをここに宣言し、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、地域社会活動の推進について、基本理念を定め、市民等、議会及び市が、それぞれの役割を果たしながら共に協働のまちづくりをすすめることにより、市民の知恵と力が生きる、個性豊かで魅力と活力にあふれたまちを実現していくことを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に居住し、在勤し、在学し、その他まちづくりに関わる者をいう。
- (2) 地域組織 豊明市区設置に関する規則（昭和 50 年豊明市規則第 6 号）第 2 条に定める区、町内会及びこれに類する地域で生活することを縁として公益的な活動を行う組織をいう。
- (3) 市民活動団体 営利を目的とせず、公益的な活動を自主的に行う組織であって、その組織の活動が次のいずれにも該当しないものをいう。
 - ア 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする活動
 - イ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする活動
 - ウ 特定の公職（公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 3 条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、若しくはこれらに反対することを目的とする活動。
- (4) 事業者 市内で事業活動を行う個人又は法人をいう。
- (5) 地域社会活動 地域課題を解決することを目的とし、営利を目的としない公益的な活動を行うことをいう。
- (6) 協働 市民、地域組織、市民活動団体、事業者、議会及び市がそれぞれに果たすべき責任と役割を自覚し、相互に補完及び協力をし、共に公共的、公益的活動を行うことをいう。

(基本理念)

第3条 本市のまちづくりにおいては、身近な地域課題について、市民、地域組織、市民活動団体及び事業者（以下「市民等」という。）が、自ら主体的に取り組むことを自治の基本とし、議会及び市と協働してまちづくりをすすめるとともに、多くの市民等がまちづくりの担い手となることにより地域への愛着を育み、地域の力を活かした市民主体のまちづくりを進めるものとする。

2 市民等、議会及び市は、まちづくりにおけるそれぞれの特性と役割を理解し、必要な情報を共有するとと

もに、対等な立場で互いの自主性及び自立性を尊重し、協力しながら地域社会活動の推進に努めなければならない。

- 3 市民等、議会及び市は、地域社会活動の果たす社会的意義を理解し、その促進のため、それぞれが持つ人材、場所、資材、資金、情報などの提供に努めるものとする。

(市民の役割)

第4条 市民は、まちづくりの担い手としての責任を自覚し、地域への関心を高め、自らができるることを考えて行動するとともに、地域社会活動に進んで参加するように努めるものとする。

- 2 市民は、地域のなかで安心して暮らし続けることができるよう、区、町内会等の基礎的な地域組織に積極的に参加し、交流しながら、相互に助け合うとともに、地域課題の解決に向けて協力して行動するものとする。

(地域組織の役割)

第5条 地域組織は、自らの役割及び活動に関し、地域住民の理解を得るために努めるとともに、対象区域の住民の福祉の向上を図るため、住民相互のふれあいを深め、地域課題を住民相互で解決する活動を通じて地域自治意識の高揚に努めるものとする。

- 2 地域組織は、前項の場合において、他の地域組織、市民活動団体、事業者及び市と協働して地域社会活動の推進に努めるものとする。

(市民活動団体の役割)

第6条 市民活動団体は、活動の社会的意義と責任を自覚し、自らができるることを考えて、広く市民に理解される地域社会活動に取り組むよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第7条 事業者は、地域社会の一員であることを認識し、地域社会活動に関する理解を深めるとともに、必要に応じて、地域組織、市民活動団体及び市と連携して地域社会活動への参加並びに推進に努めるものとする。

(議会の役割)

第8条 議会は市政の審議及び議決機関として、市民の意思を代表し、地域の力が活かされた協働のまちづくりを推進するとともに、議会の活動に関する情報を市民に分かりやすく提供し、開かれた議会運営に努めるものとする。

- 2 議員は、議会がその権限を適切に行使できるように、地域課題及び市民の意見を把握するとともに、議員活動を通じて地域社会活動の推進に努めるものとする。

(市の役割)

第9条 市は、市民等による地域社会活動の自主性及び自立性を尊重しなければならない。

- 2 市は、協働のまちづくりを推進するため、地域組織及び市民活動団体の果たす役割を尊重し、その活動を支援するために必要な施策を講じなければならない。

(市職員の役割)

第10条 市職員は、自らも地域の一員であることを自覚し、市民としての責務を果たすとともに、協働のまちづくりを推進するため、市民本位の立場から職務を遂行しなければならない。

- 2 市職員は、協働のまちづくりを推進するため、必要な知識、技能等の向上に努めなければならない。

(地域組織の活性化)

第11条 地域組織は、まちづくりの最も基礎的な団体として、時代の変化による住民の生活様式及び価値観の多様化等を認識し、地域自治を推進するためにふさわしい運営をするとともに、地域住民が加入しやすい組織作りに努めるものとする。

- 2 区の代表者により構成される区長会は、地域自治を総合的に推進するための組織として、地域組織の課題について相互に連携しながら解決に努めるとともに、地域組織と市との円滑な協働を推進するものとする。

- 3 事業者は、この条例の目的を理解し、地域組織への加入の促進に協力するよう努めるとともに、地域社会の一員として地域組織の活動に協力するよう努めるものとする。

- 4 議会及び市は、区長会及び地域組織並びに事業者と連携し、地域組織への加入を促進するとともに、地域組織の活性化に努めるものとする。

(財政的支援)

第12条 市は、市民等による地域社会活動を推進するため、地域組織に対する財政的支援制度について、地域の実情を踏まえて整備するものとする。

2 市は、市民等による地域社会活動を推進するため、市民等の自主的な提案に基づく地域課題の解決に資する活動に対し、予算の範囲内で財政的支援をすることができる。

(物品等の提供)

第 13 条 市は、市民等による地域社会活動を推進するため、公務に支障のない範囲で、活動に必要な物品等及び場所の提供を行い、活動環境の支援に努めるものとする。

(協定の締結等)

第 14 条 市民等は、地域課題の解決に取り組むため、市と協議の上で相互の役割分担を定め、協定を締結することができる。

2 市は、協定の締結に当たっては、市民等の多様な活動内容に考慮し、柔軟かつ弾力的に地域社会活動を推進するよう努めるものとする。

(その他の支援)

第 15 条 市は、地域社会活動に対し、その活動を促進するため、必要に応じ、適切な支援策を講ずるよう努めるものとする。

2 市は、前項の規定により支援を行う場合は、市民等の自主性及び自立性を尊重するとともに、公平性及び透明性を確保するものとする。

(推進体制)

第 16 条 市は、地域社会活動の推進及び地域に密着した行政を行うため、地域を所管する組織及び職員の充実に努めるものとする。

(協働推進委員会の設置)

第 17 条 地域社会活動の推進及び協働のまちづくりについて必要な事項を協議するため、豊明市協働推進委員会を置く。

(委任)

第 18 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

2 豊明市協働推進委員会委員名簿

任期：平成 27 年度・28 年度

役職	氏名	区分	勤務先／所属等
委員長	三矢 勝司	NPO 又は地域社会活動に関する専門的な知識を有する者	NPO 法人 岡崎まち育てセンター りた事務局次長
副委員長	羽田 道信	学識経験者	藤田保健衛生大学教授
委員	石山 英明	学識経験者	桜花学園大学准教授
委員	小池田 忠	NPO 又は地域社会活動に関する専門的な知識を有する者	森の里荘自治会長
委員	樋口 正紀	NPO 又は地域社会活動に関する専門的な知識を有する者	豊明市社会福祉協議会
委員	矢澤 久子	NPO 又は地域社会活動に関する専門的な知識を有する者	NPO 法人ネットワーク大府理事長
委員	山崎恵美子	NPO 又は地域社会活動に関する専門的な知識を有する者	NPO 法人パートナーシップ・サポートセンター
委員	新保 祥代	NPO 又は地域社会活動に関する専門的な知識を有する者	NPO 法人地域福祉サポートちた
委員	糸魚川幸江	地域組織代表者	豊明市区長連合会会長 二村台 5 区長
委員	青山 孝司	市民活動団体代表者	NPO 連絡協議会
委員	伊藤 裕	事業者代表者	豊明市商工会
委員	天野ゆかり	公募による者	公募委員
委員	濱田 執	公募による者	公募委員
委員	小島 博司	公募による者	公募委員
委員	沖村 千里	その他市長が必要と認める者	名古屋短期大学

豊明市協働推進委員会学生オブザーバー名簿

	氏名	区分	勤務先／所属等
	愛敬小百合	学生オブザーバー	藤田保健衛生大学
	飯塚 幸輝	学生オブザーバー	藤田保健衛生大学
	汲田 美咲	学生オブザーバー	桜花学園大学

3 計画策定の経緯

日 付	区 分
平成 24 年 3 月	区の運営に関する現況調査実施
平成 24 年 12 月	『区・町内会の運営困ったときの知恵ぶくろ』の作成
平成 25 年 3 月	『豊明市が目指す「地域自治」に関する検討報告書』の作成
平成 26 年 2 月	豊明市市民活動団体アンケート実施
平成 26 年 6 月	『豊明市が目指す「市民自治」に関する検討報告書』の作成 豊明市・地域ぐるみの協働シンポジウムの開催
平成 27 年 8 月 5 日	第1回豊明市協働推進委員会
平成 27 年 9 月 25 日	第2回豊明市協働推進委員会
平成 27 年 11 月	豊明市地域活動および市民活動に関する市民意識調査実施
平成 27 年 11 月 16 日	第3回豊明市協働推進委員会
平成 27 年 12 月 15 日	第4回豊明市協働推進委員会
平成 28 年 1 月 7 日～2 月 5 日	パブリックコメント実施
平成 28 年 2 月 15 日	第5回豊明市協働推進委員会
平成 28 年 3 月	『豊明市地域活動および市民活動に関する市民意識調査報告書』作成

第2次 豊明市協働推進計画

発行 豊明市

編集 豊明市市民生活部市民協働課
〒470-1195 豊明市新田町子持松1-1
0562-92-8306

発行年月 平成28年3月